

障害者基本計画の推進状況

～平成23年度～

1	啓発・広報	P 1
2	生活支援	P 9
3	生活環境	P 2 9
4	教育・育成	P 3 7
5	雇用・就業	P 4 5
6	保健・医療	P 6 1
7	情報・コミュニケーション	P 7 3
8	国際協力	P 8 2

分野別施策	関係省庁	推進状況
1 啓発・広報		
啓発・広報活動の推進	<p>1 共生社会の理念の普及を図るため、行政はもとより企業、NPO等民間団体との連携による啓発活動を推進するとともに、インターネット上に障害者理解のためのホームページを作成するなどITを積極的に活用し国民理解の推進を図る。</p>	<p>全省庁</p> <p>平成16年6月、障害者基本法が改正され、基本理念等に「障害を理由とする差別禁止」が明記されるとともに、従来あった「障害者の日」が「障害者週間」に改められたことを受け、「障害者施策推進課長会議」の下に、関係省庁の職員等により構成される「意識啓発推進チーム」を設置し、政府一体となった取組を推進。平成21年12月の障がい者制度改革推進本部の設置に伴いそれらは廃止されたが、引き続き各省庁は連携して施策の推進に努めている。</p> <p>さらに、平成23年8月、障害者基本法が改正され、共生社会を実現するため、基本原則が定められるとともに、国及び地方公共団体は、基本原則に関する国民の理解を深めるよう必要な施策を講じなければならない、と定められた。また、障害者週間を設ける目的として基本原則に関する関心と理解を深めることや民間の団体等と緊密な連携協力を図りながら趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなくてはならないことと定められ、取組を進めている。</p> <p>内閣府</p> <p>○ 内閣府のホームページの中に障害者施策担当のホームページを開設し、啓発等障害者施策に関する情報を提供。</p> <p>共生社会を推進するためのパネル「うれしいキモチ」「うれしいカタチ」を作成し、障害者週間中にパネル展示したほか、CD-ROMにより全都道府県・指定都市へ配布。さらに、内閣府ホームページに掲載（平成16年度）。</p> <p>平成16年8月及び12月、効果的な啓発内容の検討の参考とするため、内閣府ホームページを通じて広く国民から意見募集を実施。1011人から意見。</p> <p>平成16年9月10日、内閣府、大阪府、大阪市、関西経営者協会、連合大阪及びNPO法人大阪障害者雇用支援ネットワークの共催により、「共生社会の形成に向けた大阪フォーラム」を開催。</p> <p>平成16年12月9日に東京で開催した「障害者週間の集い」において、「共生社会における企業と障害者」をテーマとしたシンポジウムを開催し、企業団体の協力を得て作成した「障害者に係る企業の取組事例集」を配布。平成17年12月6日に東京で開催した「障害者週間の集い」において、企業・団体の協力のもと「共に働き、共に生きる社会をめざして」をテーマとした就労支援について考えるシンポジウムを開催。（「障害者週間の集い」は、以降も障害者団体等と連携してパネルディスカッション等を内容に毎年度同時期に東京で開催。）</p> <p>○ 平成17年12月8日には大阪で、関西経済4団体などで構成する障害者週間協賛行事大阪実行委員会との共催で、「障害者と企業、社会、地域のつながりを深めよう」をテーマに、障害のある人の社会参加促進のための行政、企業、民間団体等の役割のあり方に関するシンポジウム開催。以後、同様の内容で毎年12月上旬に開催（平成18年度から内閣府は、後援になったが連携協力を努めている。）</p> <p>平成17年度より、障害者週間中央行事として、障害者関係団体等が交替で数日間連続でセミナー等を実施する「障害者週間連続セミナー」を毎年12月上旬に実施。</p> <p>○ 平成19年度には、東京で（財（現・公財））日本障害者リハビリテーション協会と共催で、アジア太平洋における日本の障害者支援活動についてのシンポジウムを開催するとともに、大阪で地元経済団体と共催で「障害者と社会、地域のつながりを深めよう」テーマに障害者の自立と就労、社会参加を支援するシンポジウム等を開催。</p> <p>障害者週間事業の広報効果を高めるため、平成17年度から、（財（現・公財））国際障害者年記念ナイスハート基金の協力を得て、同協会のホームページ上に、障害者週間前後の一定期間、「障害者週間キャンペーン事業」ホームページを開設し、民間の関係団体等における独自の障害者関係行事、広報・啓発活動を一元的に登録・公開（平成19年度は総数約200件）。</p>

分野別施策	関係省庁	推進状況
<p>2 テレビ、ラジオ、新聞、雑誌等のマスメディアの協力を得て、国民理解促進のための広報活動を計画的かつ効果的に実施する。</p> <p>3 障害者の日、障害者週間等の各種行事を中心に一般市民、ボランティア団体、障害者団体など幅広い層の参加による啓発活動を推進する。</p>	<p>文部科学省</p> <p>厚生労働省</p> <p>内閣府</p> <p>文部科学省</p> <p>全省庁</p> <p>内閣府</p>	<p>○ 平成22年1月より開催された「障がい者制度改革推進会議」では、毎回の会議の開始から終了までの全状況をインターネットによるオンデマンド配信し、動画、音声、手話、要約筆記の文字情報により提供している。加えて会議資料を当日会議開始前までに内閣府ホームページに掲載し、事後的には議事要録も掲載。</p> <p>平成20年度より、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の「発達障害教育情報センター」において、教育関係者や保護者、一般国民に対し、インターネットを通じて発達障害に関する各種教育情報の提供や理解啓発、教員研修用講座の配信を実施。</p> <p>「発達障害情報・支援センター」において、発達障害者やその家族、一般国民に対し、インターネットを通じて、発達障害にかかる生活支援や社会参加、普及啓発等のための情報の提供を実施。</p> <p>政府広報として、国民理解促進のための広報活動を実施。</p> <p>季刊誌「特別支援教育」や文部科学省HP、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所HPを通じて、国民に特別支援教育について情報を提供。</p> <p>平成16年6月、障害者基本法が改正され、基本的理念等に「障害を理由とする差別禁止」が明記されるとともに、従来あった「障害者の日」が「障害者週間」に改められたことを受け、平成16年12月、障害者施策推進本部において「『障害者週間』の実施について」を決定。各省庁は、障害者基本法及びこの推進本部決定に基づき、国民生活への差別禁止理念の徹底に向け、関係団体との連携も含め障害者週間にふさわしい行事等の実施に努めるなど、一層の啓発活動を推進。</p> <p>平成23年8月、障害者基本法が改正され、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本原則を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することなどが定められた。</p> <p>障害者週間については、国民の間に広く基本原則に関する関心と理解を深めるとともに、国及び地方公共団体は、障害者の自立及び社会参加の支援等に関する活動を行う民間の団体と相互に緊密な連携協力を図りながら、障害者週間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならないと規定されたことに基づき推進。</p> <p>障害の有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会を目指し、障害者に対する国民の理解の促進を図るため、障害者週間行事として以下の事業を実施。特に平成17年度以降においては、「障害者の日」が「障害者週間」に拡充されたことを踏まえ、事業を充実。</p> <p>(平成16年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成16年12月9日、東京で「障害者週間の集い」を開催。(平成15年度までは「障害者の日の集い」) ・「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」を広く小中学生等から募集し、最優秀作品に対して内閣総理大臣表彰等を実施。 ・「障害者週間のポスター」の優秀作品や、共生社会「身体的な特性や障害に関わりなく、より多くの人々が共に利用しやすい製品・施設・サービス」についてのパネルの展示等を実施。 <p>(平成17年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成17年12月3日から5日までの3日間、東京で障害者に関わる様々なテーマを取り上げ活動している民間団体等が交替で連続してセミナー等を開催する「障害者週間連続セミナー」を実施。

分野別施策	関係省庁	推進状況
		<ul style="list-style-type: none"> ・平成17年12月6日、東京で「障害者週間の集い」を開催し、「共に働き、共に生きる社会をめざして」をテーマとした講演とシンポジウムを開催。 ・「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」を広く小中学生等から募集し、最優秀作品に対して内閣総理大臣表彰等を実施するとともに、優秀作品のパネル展を東京、大阪で実施。 ・12月8日、大阪で、関西経済4団体及び民間の障害者支援団体との共催で、「障害者と企業、社会、地域のつながりを深めよう」をテーマに、シンポジウムを開催。 ・12月3日には東京で、11日には大阪で、「手話」をまじえて歌う「アツキヨ」によるバリアフリーコンサートを開催。 ・このほか、企業等の協力を得て、盲導犬とのふれあい教室や障害者の社会参加を支援する企業展示会等を開催するとともに、全国の障害者週間行事を一括して紹介するホームページを開設。 <p>(平成18年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成18年12月3日、東京で、町内会や商店街等の身近な地域社会において、障害のある人となない人の共生に成功している事例報告をもとに共生社会の実現に向けた今後の課題と方策を探るシンポジウムを開催。 ・平成18年12月4日から5日までの2日間、東京では、障害者に関する様々なテーマを取り上げ活動している民間団体等が交替で連続してセミナー等を開催する「障害者週間連続セミナー」を実施。 ・平成18年12月6日、東京で「障害者週間の集い」を開催し、知的障害のある人とその家族の生活をテーマとしたドキュメンタリー映画「ありがとう」の上映と同映画監督による講演を実施。 ・「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」を広く小中学生等から募集し、最優秀作品に対して内閣総理大臣表彰等を実施するとともに、優秀作品のパネル展を東京、大阪で実施。 ・平成18年12月8日、大阪で、関西経済4団体及び民間の障害者支援団体との共催により、「障害者と社会、地域のつながりを深めよう」をテーマに、シンポジウムを開催。 ・平成18年12月4日、7日及び8日の3日間、小、中学校において、障害当事者によるバリアフリーコンサートを開催。 <p>(平成19年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成19年12月6日、東京で「アジア太平洋障害者の十年(2003~2012年)」中間年を記念して「障害者週間の集い」を開催し、障害者関係功労者・団体の内閣総理大臣表彰を実施。 ・平成19年12月3日、東京でアジア太平洋障害者の10年(2003~2012年)中間年記念シンポジウム」を開催し、アジア太平洋における日本の障害者支援活動について討議等を実施。 ・平成19年12月3日から5日までの3日間、東京では、障害者に関する様々なテーマを取り上げ活動している民間団体等が交替で連続してセミナー等を開催する「障害者週間連続セミナー」を実施。 ・「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」を広く小中学生等から募集し、最優秀作品に対して内閣総理大臣表彰等を実施するとともに、優秀作品のパネル展を東京、宮城、長野、京都、広島、福岡で実施。 ・平成19年12月4日、大阪において障害者と社会、地域のつながりを考えるためのシンポジウムを開催。 ・平成19年12月9日、宮城県において障害のある人もない人も共に楽しむことのできるユニバーサルなスポーツを通じて、障害のある人や障害に対する理解を深めるためユニバーサル・スポーツフェスタ2007を開催。 <p>(平成20年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成20年12月3日、東京で「障害者週間の集い」を開催し、第1部として広く小中学生等から募集した「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」の最優秀作品に対して内閣総理大臣表彰等を実施し、第2部としてバリアフリー・ユニバーサルデザイン推進功労者表彰受賞事例発表会を実施。 ・「障害者週間のポスター」優秀作品のパネル展を東京、千葉、静岡、兵庫、島根、佐賀で実施。 ・平成20年12月3日から8日までの6日間、東京で、障害者施設などが企業と連携して製作している製品等の展示を行う障害のある人が作る「商品展」を開催。

	分野別施策	関係省庁	推進状況
			<ul style="list-style-type: none"> ・平成20年12月5日、「地域における共生社会に向けた取組と今後の課題」をテーマに障害者週間シンポジウム@東京を開催 ・平成20年12月5日から7日までの3日間、東京で、障害者に関する様々なテーマを取り上げ活動している民間団体等が交替で連続してセミナー等を開催する「障害者週間連続セミナー」-を実施。 ・平成20年12月7日、宮城県において障害の有無にかかわらず、児童・生徒から高齢者まで幅広い年齢層が参加し、共に楽しむことのできるユニバーサルなスポーツを通じて、障害及び障害者に対する関心と理解を深めるためユニバーサル・スポーツフェスタ2008を東北福祉大学と共催。 ・平成20年12月9日、「共に創り、共に楽しむ：障害者の文化・芸術活動」をテーマに障害者週間シンポジウム@福岡を開催 (平成21年度) ・平成21年12月3日、東京で「障害者週間の集い」を開催し、第1部として広く小中学生等から募集した「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」の最優秀作品に対して内閣総理大臣表彰等を実施し、第2部として「地域全体で障害のある子どもを育むために」をテーマにシンポジウムを開催。 ・平成21年12月3日から9日まで、東京で「障害者週間のポスター」原画展を実施。 ・平成21年上旬から中旬にかけて、「障害者週間のポスター」優秀作品のパネル展を神奈川、長野、和歌山、鳥取、広島の各地でそれぞれ1週間から2週間程度開催。 ・平成21年12月7日から9日までの3日間、東京で、障害者に関する様々なテーマを取り上げ活動している民間団体等が交替で連続してセミナー等を開催する「障害者週間連続セミナー」-を実施。 ・平成21年12月5日、大分県大分市において、「障害者への差別禁止と権利条約」をテーマに「障害者週間シンポジウムin大分」を大分県と共催で開催。 ・平成21年12月6日、北海道札幌市において、「障害者が暮らしやすい地域づくりと権利条約」をテーマに「障害者週間シンポジウムin北海道」を北海道と共催で開催。 ・「障害者週間ポスター」最優秀賞を図案化した啓発ポスター28,000枚を作成し全国の小中学校、駅等に配布。 (平成22年度) ・平成22年12月3日、東京で「障害者週間の集い」を開催し、第1部として広く小中学生等から募集した「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」の最優秀作品に対して内閣総理大臣表彰等を実施し、第2部として「障害のある人とともに～今後のあり方～」をテーマにシンポジウムを開催。 ・平成22年12月3日から9日まで、東京で「障害者週間のポスター」原画展を実施。 ・平成22年12月6日から8日までの3日間、東京で、障害者に関する様々なテーマを取り上げ活動している民間団体等が交替で連続してセミナー等を開催する「障害者週間連続セミナー」-を実施。 ・「障害者週間ポスター」最優秀賞を図案化した啓発ポスター28,000枚を作成し全国の小中学校、駅等に配布。 (平成23年度) ・「障害者週間の集い」の行事名が障害者だけに限定されるイメージがあったため、より幅広い参加者をめざし「障害者フォーラム」と名称を改めた。 ・平成23年12月2日、東京で「障害者フォーラム2011」を開催し、第1部として広く小中学生等から募集した「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」の最優秀作品に対して内閣総理大臣表彰等を実施し、第2部として「障害者基本法の改正で何が変わるのか」をテーマにシンポジウムを開催。 ・平成23年12月6日から11日まで、東京で「障害者週間のポスター」原画展を実施。 ・平成23年12月7日から8日までの2日間、東京で、障害者に関する様々なテーマを取り上げ活動している民間団体等が交替で連続してセミナー等を開催する「障害者週間連続セミナー」-を実施。 ・「障害者週間ポスター」最優秀賞を図案化した啓発ポスター28,000枚を作成し全国の小中学校、駅等に配布。

分野別施策	関係省庁	推進状況
		<p>「障害者のために講じた施策の概況に関する年次報告」を「障害者白書」として毎年刊行。</p> <p>平成16年9月10日、内閣府、大阪府、大阪市、関西経営者協会、大阪連合及びNPO法人大阪障害者雇用支援ネットワークの共催により、「共生社会の形成に向けた大阪フォーラム」を開催。</p> <p>バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進について顕著な功績又は功労のあった個人・団体に対し内閣総理大臣表彰等を行う「バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進功労者表彰」を実施。</p> <p>平成17年8月17日、18日、内閣府、兵庫県、神戸市の共催により、「第3回ユニバーサルデザイン全国大会」を開催。</p> <p>平成19年2月1、2日、内閣府、熊本県、熊本市及び自治総合センターの共催により、「第4回ユニバーサルデザイン全国大会」を開催。</p> <p>法務省 障害のある人に対する偏見や差別を解消するため、「障害のある人の完全参加と平等を実現しよう」を人権啓発活動の年間強調事項として掲げ、1年を通じて全国各地で、講演会や座談会の開催、ポスターやパンフレット等の作成・配布等の啓発活動を展開。</p> <p>文部科学省 障害者週間の一環として、文部科学省特別支援教育課が所管する独立行政法人国立特別支援教育総合研究所(平成19年3月まで独立行政法人国立特殊教育総合研究所。以下同じ。)の主催により、一般の方々を対象に障害についての意識・理解を深めるため、以下のキャンペーン事業を実施。(平成21年度まで)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「NISE障害者週間2006(共生社会をつくるために～障害のある子どもの教育の視点から～)」(平成18年12月4日・東京都) ・「NISE障害者週間2007体験学習会(発達障害児ってどんな子ども?～疑似体験からさぐる理解と支援～)を開催(平成19年12月4日・東京都) ・「NISE障害者週間2008発達障害児の支援に向けて(発達障害児の抱える困難の疑似体験会、発達障害教育情報センターについて概要及びWebサイトの説明)」(平成20年12月6日・東京都) ・「NISE障害者週間2009体験学習会(点字に学ぼう触覚の豊かさを知る-見えなくても広がる世界-)」を開催(平成21年12月9日・東京都) <p>○ 保護者、教育関係者をはじめ広く社会一般の人々に対し、障害のある子どもとその教育について理解啓発を図るため、年度に1回、特別支援教育全国フォーラムを開催。(平成20年度まで)</p> <p>厚生労働省 障害者週間の中央行事のひとつとして、自らの障害を克服し自立更生をして他の障害者の模範となる者等に対して、「障害者自立更生等厚生労働大臣表彰」を実施。(平成23年12月7日)</p> <p>精神保健福祉普及運動を実施。(平成23年10月24日～30日、厚生労働省・都道府県・市区町村)</p> <p>第59回精神保健福祉全国大会を開催。(平成23年10月25日・福井県福井市)</p> <p>○ 発達障害啓発週間において行事等を実施。(平成23年4月2日～8日、厚生労働省・都道府県等・関係団体)</p>
福祉教育等の推進	4 交流教育の実施など小・中学校等における学校の教育活動を通じ、障害者に対する理解を深める福祉教育を積極的に推進する。	文部科学省 障害者への理解を深めるなどの観点から障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習を位置付けた新学習指導要領を実施。

分野別施策	関係省庁	推進状況																																																																																
		<p>「豊かな体験活動推進事業」において、交流体験等の体験活動を実施。 平成21年度までは委託事業、平成22年度からは補助事業として実施。</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>(平成15年度)</td> <td>(平成16年度)</td> <td>(平成17年度)</td> <td>(平成18年度)</td> <td>(平成19年度)</td> </tr> <tr> <td>推進校指定数</td> <td>805校</td> <td>806校</td> <td>929校</td> <td>923校</td> <td>1,171校</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(平成20年度)</td> <td>(平成21年度)</td> <td>(平成22年度)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>628校</td> <td>349校</td> <td>59校</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>盲・聾・養護学校（平成19年4月より特別支援学校）の児童生徒と地域の同世代の子どもや人々との交流に資するため、「交流教育ハンドブック」を作成。（平成15年度まで）</p> <p>盲・聾・養護学校（平成19年4月より特別支援学校）と小・中・高等学校との交流及び共同学習の実施に資するため、全国特別支援教育推進連盟に委嘱し、「交流及び共同学習事例集」を作成・配布。（平成18年度）</p> <p>特別支援学校と小・中学校等との交流及び共同学習の実施に資するため、「交流及び共同学習ガイド」を文部科学省ホームページに掲載。（平成20年度）</p> <p>独立行政法人国立特別支援教育総合研究所（平成19年3月まで独立行政法人国立特殊教育総合研究所。以下同じ。）において、教員を対象とした交流及び共同学習推進指導者研究協議会を実施。</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>(平成15年度)</td> <td>(平成16年度)</td> <td>(平成17年度)</td> <td>(平成18年度)</td> <td>(平成19年度)</td> </tr> <tr> <td>参加者数</td> <td>108人</td> <td>118人</td> <td>108人</td> <td>86人</td> <td>88人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(平成20年度)</td> <td>(平成21年度)</td> <td>(平成22年度)</td> <td>(平成23年度)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>69人</td> <td>70人</td> <td>77人</td> <td>71人</td> <td></td> </tr> </table> <p>特別支援学校（平成18年度までは盲・聾・養護学校）等の児童生徒が学校教育の一環として、小・中学校等の児童生徒と共に集団活動を行う交流学习に参加する場合に必要な交通費を補助。</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>(平成15年度補助分)</td> <td>(平成16年度補助分)</td> <td>(平成17年度補助分)</td> <td>(平成18年度補助分)</td> <td>(平成19年度補助分)</td> </tr> <tr> <td>補助対象人数</td> <td>13,331人</td> <td>13,810人</td> <td>15,759人</td> <td>16,401人</td> <td>17,797人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(平成20年度補助分)</td> <td>(平成21年度補助分)</td> <td>(平成22年度補助分)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>18,947人</td> <td>19,549人</td> <td>21,880人</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>様々な地域課題について、地域社会全体で課題解決に取り組むことができるよう、行政とNPOをはじめとする民間団体との連携による地域学習活動の活性化を支援する「地域NPOとの連携による地域学習活動活性化支援事業」において、障害者に関連した39学級・講座を13都府県において実施。（平成15年度まで）</p> <p>精神保健福祉普及運動を実施（平成23年10月24日～30日、厚生労働省・都道府県・市区町村）</p> <p>「障害に関する正しい知識の普及事業」を実施。（平成18年9月まで）</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>(平成15年度)</td> <td>(平成16年度)</td> <td>(平成17年度)</td> </tr> <tr> <td>実施件数</td> <td>59都道府県・指定都市</td> <td>58都道府県・指定都市</td> <td>57都道府県・指定都市</td> </tr> </table>		(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)	推進校指定数	805校	806校	929校	923校	1,171校		(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)				628校	349校	59校				(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)	参加者数	108人	118人	108人	86人	88人		(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)			69人	70人	77人	71人			(平成15年度補助分)	(平成16年度補助分)	(平成17年度補助分)	(平成18年度補助分)	(平成19年度補助分)	補助対象人数	13,331人	13,810人	15,759人	16,401人	17,797人		(平成20年度補助分)	(平成21年度補助分)	(平成22年度補助分)				18,947人	19,549人	21,880人				(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	実施件数	59都道府県・指定都市	58都道府県・指定都市	57都道府県・指定都市
	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)																																																																													
推進校指定数	805校	806校	929校	923校	1,171校																																																																													
	(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)																																																																															
	628校	349校	59校																																																																															
	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)																																																																													
参加者数	108人	118人	108人	86人	88人																																																																													
	(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)																																																																														
	69人	70人	77人	71人																																																																														
	(平成15年度補助分)	(平成16年度補助分)	(平成17年度補助分)	(平成18年度補助分)	(平成19年度補助分)																																																																													
補助対象人数	13,331人	13,810人	15,759人	16,401人	17,797人																																																																													
	(平成20年度補助分)	(平成21年度補助分)	(平成22年度補助分)																																																																															
	18,947人	19,549人	21,880人																																																																															
	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)																																																																															
実施件数	59都道府県・指定都市	58都道府県・指定都市	57都道府県・指定都市																																																																															
5 福祉講座や講演会の開催、ビデオテープ、映画等のライブラリーの充実等により、社会一般の理解を深めるとともに、福祉事務所、更生相談所、児童相談所、保健所、精神保健福祉センター等の福祉、保健サービスの実施機関と連携しながら、地域住民への啓発・広報を展開する。	文部科学省 厚生労働省																																																																																	

分野別施策	関係省庁	推進状況
<p>公共サービス従事者に対する障害者理解の促進</p>	<p>6 障害者が地域において安全に安心して生活できるよう、公務員を始めとする各種公共サービス従事者への障害者に関する理解の促進とその徹底を図る。</p>	<p>全省庁</p> <p>平成16年6月、障害者基本法が改正され、基本理念等に「障害を理由とする差別禁止」が明記されるとともに、従来あった「障害者の日」が「障害者週間」に改められたことを受け、「障害者施策推進課長会議」の下に、関係省庁の職員等により構成される「公共サービス適切対応推進チーム」を設置し、政府一体となった取組を推進。平成17年4月、「公共サービス窓口における配慮マニュアル～障害のある方に対する心の身だしなみ～」を障害者施策推進本部決定として公表。また、平成21年3月、「公務部門における障害者雇用ハンドブック－誰もが生き生きと働ける職場を目指して－」を障害者施策推進課長会議において決定し、公表。</p> <p>内閣府</p> <p>内閣府では、新規採用職員に対する研修において、障害者施策のあり方に関する講義を行い、障害者に対する理解の促進・徹底を図った。</p> <p>警察庁</p> <p>平成16年2月、障害者への対応マニュアル「障害をもつ方への接遇要領」を作成し、各都道府県警察に配付して警察職員の障害をもつ人に関する理解を促進。</p> <p>警察学校や警察署等の職場において、新たに採用された警察職員に対する採用時教育の段階から、障害者施設への訪問実習、手話講習、有識者による講話等、障害者の特性や障害に配慮したコミュニケーション等への理解を深めるための研修を実施。</p> <p>平成20年3月、「人権に配慮した警察活動のための手引」を作成し、各都道府県警察等に配布して警察職員の障害者に関する理解を促進。</p> <p>法務省</p> <p>矯正施設に勤務する職員、更生保護官署職員等を対象に、その職務内容や経験等に応じた各種研修において、障害者に対する理解を促進。</p> <p>「人権に関する国家公務員等研修会（平成15年度前期）」において、「障害のある人の人権について」と題した講演会を実施。（平成15年度）</p> <p>平成19年7月、日本司法支援センターにおいて、「高齢の方、障害のある方への接遇マニュアル」を作成し、全国の各地方事務所等に配布して、障害者に対する理解促進を図った。</p> <p>また、同センターでは、平成19年10月、中堅職員を対象に「高齢者・障害者等の接客」をテーマとした研修を実施するとともに、その研修内容をテキストとして編集し、全国職員に周知し、平成22年7月及び平成23年9月には、中堅職員を対象に「障害者の理解と対応の基本」をテーマとした研修を実施し、研修内容を全国職員に周知した。</p> <p>外務省</p> <p>外務省では、新入省員に対する研修の一環として、障害者理解の促進を含む人権問題についての講義を実施。</p> <p>財務省</p> <p>障害者に対する理解を促進、徹底するため、国税局及び税務署に勤務する職員を対象に、接遇研修の実施、各種会議における説明、外部講師によるバリアフリー研修の実施、職員向け広報誌への啓発記事の掲載等の各種施策を実施。</p> <p>文部科学省</p> <p>文部科学省本省職員及び文化庁本庁職員に対する各種研修において、障害者に関する理解の促進とその徹底を図るプログラムを実施。</p>
<p>ボランティア活動の推進</p>	<p>7 児童生徒や地域住民等のボランティア活動に対する理解を深め、その活動を支援するよう努めるとともに、企業等の社会貢献活動に対する理解と協力を促進する。</p>	<p>文部科学省</p> <p>ボランティア活動などの体験活動の充実を図った新学習指導要領を実施。</p> <p>「豊かな体験活動推進事業」において、障害者とのふれあい体験や自然の中での長期宿泊体験活動など様々な体験活動を実施。平成21年度までは委託事業、平成22年度からは補助事業として実施。</p>

分野別施策	関係省庁	推進状況																											
		<p>(平成15年度) (平成16年度) (平成17年度) (平成18年度) (平成19年度)</p> <p>推進校指定数 805校 806校 929校 923校 1,171校</p> <p>(平成20年度) (平成21年度) (平成22年度)</p> <p>628校 349校 59校</p> <p>「地域と学校が連携協力した奉仕活動・体験活動推進事業」において、国民のボランティア活動に対する社会的気運の醸成に向けた取組を展開するとともに、国、都道府県、市町村の各レベルにおいて、奉仕活動・体験活動を推進するための協議会及び支援センターを整備・充実する事業を実施。(平成16年度まで)</p> <p>・社会的気運の醸成 全国フォーラムの開催(平成17年2月)</p> <p>・推進体制の整備状況(委託件数)</p> <table border="0"> <tr> <td></td> <td>(平成15年度)</td> <td>(平成16年度)</td> </tr> <tr> <td>協議会数</td> <td>国、43都道府県、1,101市町村</td> <td>国、43都道府県、1,018市町村</td> </tr> <tr> <td>支援センター数</td> <td>国、46都道府県、1,191市町村</td> <td>国、46都道府県、1,216市町村</td> </tr> </table> <p>・モデル事業実施件数(平成15年度限りの事業)</p> <table border="0"> <tr> <td></td> <td>(平成15年度)</td> </tr> <tr> <td>地域教育力活性化モデル事業</td> <td>789地域</td> </tr> <tr> <td>放課後子どもスポーツ活動活性化モデル事業</td> <td>246地域</td> </tr> </table> <p>「地域ボランティア活動推進事業」において、地域におけるボランティア活動促進のための多彩なプログラム開発を行い、ボランティア活動の全国的な展開を図る事業を実施。(平成17年度～平成18年度)</p> <table border="0"> <tr> <td></td> <td>(平成17年度)</td> <td>(平成18年度)</td> </tr> <tr> <td>実施件数</td> <td>475地域</td> <td>588地域</td> </tr> </table> <p>「ボランティア活動広報啓発・普及事業」において、国民に対する広報啓発や普及活動を実施(平成17年度～平成18年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国フォーラムの開催(東京) 平成18年2月 ・地方フォーラムの開催(山口) 平成18年1月 ・広報啓発ポスターの作成・配布、ホームページの開設 <p>「学びあい、支えあい」地域活性化推進事業において、ボランティア活動をはじめとする様々な活動や、地域課題等を解決する取組などを通じ、地域や家族のきずなを深め、住民が学びあい、支えあう地域づくりを推進(平成19年度～平成20年度)。</p> <table border="0"> <tr> <td></td> <td>(平成19年度)</td> <td>(平成20年度)</td> </tr> <tr> <td>実施件数</td> <td>577地域</td> <td>626地域</td> </tr> </table> <p>厚生労働省</p> <p>平成19年度から、ボランティア分野を含め、地域福祉の一層の推進を図るため、地方公共団体や民間団体等において、既存の制度のみでは充足できない問題や制度の狭間にある問題など、地域社会における今日的課題の解決を目指す先駆的な取組である「地域福祉等推進特別支援事業」を実施。</p> <p>ボランティア活動の社会的評価の向上を図るため、福祉分野等のボランティア活動を永年率先して行い、功績が顕著な個人やグループ・団体(企業含む)、学校等に対し、「ボランティア功労者に対する厚生労働大臣表彰及び感謝状」の贈呈を実施。平成23年度は70名、160団体、12校に贈呈した。</p>		(平成15年度)	(平成16年度)	協議会数	国、43都道府県、1,101市町村	国、43都道府県、1,018市町村	支援センター数	国、46都道府県、1,191市町村	国、46都道府県、1,216市町村		(平成15年度)	地域教育力活性化モデル事業	789地域	放課後子どもスポーツ活動活性化モデル事業	246地域		(平成17年度)	(平成18年度)	実施件数	475地域	588地域		(平成19年度)	(平成20年度)	実施件数	577地域	626地域
	(平成15年度)	(平成16年度)																											
協議会数	国、43都道府県、1,101市町村	国、43都道府県、1,018市町村																											
支援センター数	国、46都道府県、1,191市町村	国、46都道府県、1,216市町村																											
	(平成15年度)																												
地域教育力活性化モデル事業	789地域																												
放課後子どもスポーツ活動活性化モデル事業	246地域																												
	(平成17年度)	(平成18年度)																											
実施件数	475地域	588地域																											
	(平成19年度)	(平成20年度)																											
実施件数	577地域	626地域																											

分野別施策		関係省庁	推進状況																											
2 生活支援																														
利用者本位の生活支援体制の整備																														
ア 身近な相談支援体制の構築	<p>8 身近な相談支援体制を構築するため、各種の生活支援方策を中心として、ケアマネジメント実施体制の整備やケアマネジメント従事者の養成を図る。なお、これらの相談窓口は、様々な障害種別に対応して、総合的な運営を図る。</p> <p>9 利用者によるサービス選択に資するため、福祉サービスについて情報提供の促進を図る。特に、都道府県レベルにおいて、各サービス提供事業者に関する情報のデータベース化とこれにアクセスするためのネットワーク体制の構築を図る。</p> <p>10 家族と暮らす障害者について、その家庭や家族を支援することとし、特に、障害児の健全な発達を支援する観点から、家族に対し、療育方法などの情報提供やカウンセリング等の支援を行う。</p>	<p>厚生労働省</p> <p>地域の関係者によるネットワークを構築し障害のある人が普通に暮らせる地域づくりを図るため、市町村に地域自立支援協議会を設置。</p> <p>障害のある人の地域移行や一般住宅への入居を推進するために居住サポート事業を実施。 都道府県・指定都市において、平成15年度から「障害者ケアマネジメント体制支援事業」による「障害者ケアマネジメント推進協議会」の設置や、「障害者ケアマネジメント従事者研修」の実施を通じ、管内市町村におけるケアマネジメント体制の整備を実施。（平成17年度まで） 平成18年度からは、都道府県において「相談支援従事者研修事業」による人材育成を行い、市町村において「地域自立支援協議会」を設置することとして、地域における相談支援体制の充実・強化を図っている。</p> <p>障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者などからの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的として、相談支援事業を実施。（平成18年度から）</p> <p>身体障害者の相談支援を行う市町村障害者生活支援事業（市町村事業）、知的障害者及び障害児の相談支援を行う障害児（者）地域療育等支援事業（都道府県事業）を実施。（平成17年度まで）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>（平成15年度）</th> <th>（平成16年度）</th> <th>（平成17年度）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村障害者生活支援事業</td> <td>374か所</td> <td>413か所</td> <td>422か所</td> </tr> <tr> <td>障害児（者）地域療育等支援事業</td> <td>536か所</td> <td>578か所</td> <td>656か所</td> </tr> </tbody> </table> <p>施設に入所する障害者の地域移行を促進し、障害者の地域生活を支援するため、サービス利用援助、住居や活動の場の確保に関する支援を行う「障害者地域生活推進特別モデル事業」を実施。（平成15年度～18年9月）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>（平成15年度）</th> <th>（平成16年度）</th> <th>（平成17年度）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域数</td> <td>62市町村</td> <td>74市町村</td> <td>110市町村</td> </tr> </tbody> </table> <p>厚生労働省</p> <p>独立行政法人福祉医療機構において、福祉保健医療ならびに介護保険、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス等における関連情報を提供するために、情報ネットワークシステム『WAM NET』（ワムネット）を構築し、情報化推進のための情報基盤として運用。</p> <p>厚生労働省</p> <p>在宅の障害児、知的障害者及びその保護者に対して身近なところでの相談・指導及び在宅サービスの利用の援助等の提供を統括的に実施する障害児（者）地域療育等支援事業を実施。（平成18年9月まで）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>（平成15年度）</th> <th>（平成16年度）</th> <th>（平成17年度）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業数</td> <td>536か所</td> <td>578か所</td> <td>656か所</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成18年10月から在宅の障害児（者）及びその保護者に対して身近なところでの相談・指導及び在宅サービスの利用の援助等の提供する障害児等療育支援事業及び障害者相談支援事業を実施。</p>		（平成15年度）	（平成16年度）	（平成17年度）	市町村障害者生活支援事業	374か所	413か所	422か所	障害児（者）地域療育等支援事業	536か所	578か所	656か所		（平成15年度）	（平成16年度）	（平成17年度）	地域数	62市町村	74市町村	110市町村		（平成15年度）	（平成16年度）	（平成17年度）	事業数	536か所	578か所	656か所
	（平成15年度）	（平成16年度）	（平成17年度）																											
市町村障害者生活支援事業	374か所	413か所	422か所																											
障害児（者）地域療育等支援事業	536か所	578か所	656か所																											
	（平成15年度）	（平成16年度）	（平成17年度）																											
地域数	62市町村	74市町村	110市町村																											
	（平成15年度）	（平成16年度）	（平成17年度）																											
事業数	536か所	578か所	656か所																											

分野別施策	関係省庁	推進状況																																																																		
<p>11 障害者相談員が地域で生活する障害者の多様なニーズに身近に対応できるようにするため、相談員の養成・研修を行うとともに、相談員相互のネットワーク化等を図り、その活用を推進する。</p>	厚生労働省	<p>身体障害者相談員及び知的障害者相談員等に対して研修を実施。 身体障害者相談員による相談の実施。 知的障害者相談員による相談の実施。 精神保健福祉相談員資格取得講習会の実施。</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>(平成15年度)</td> <td>(平成16年度)</td> <td>(平成17年度)</td> <td>(平成18年度)</td> <td>(平成19年度)</td> </tr> <tr> <td>実施箇所数</td> <td>1県1市</td> <td>1県1市</td> <td>1県2市</td> <td>実施なし</td> <td>実施なし</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(平成20年度)</td> <td>(平成21年度)</td> <td>(平成21年度)</td> <td>(平成22年度)</td> <td>(平成23年度)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2市</td> <td>実施なし</td> <td>1市</td> <td>1市</td> <td>実施なし</td> </tr> </table>		(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)	実施箇所数	1県1市	1県1市	1県2市	実施なし	実施なし		(平成20年度)	(平成21年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)		2市	実施なし	1市	1市	実施なし																																										
	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)																																																															
実施箇所数	1県1市	1県1市	1県2市	実施なし	実施なし																																																															
	(平成20年度)	(平成21年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)																																																															
	2市	実施なし	1市	1市	実施なし																																																															
<p>12 24時間体制の電話相談等を普及させるとともに、インターネットを利用した相談体制の実施も検討する。</p>	厚生労働省	<p>精神保健福祉センターや保健所において心の健康問題について電話相談に応じている他、医師、保健師等を対象とした専門研修(思春期精神保健、PTSD)を実施。 障害者からの電話相談に応じる「障害者110番」を全ての都道府県・指定都市において実施(平成18年9月まで)。</p> <p>自殺防止対策事業の中で、精神的危機に直面し、援助と励ましを求めている人々に対し、「いのちの電話」において、月に1回、フリーダイヤルでの電話相談を24時間体制で実施。</p> <p>一般的な生活上の悩みをはじめ、生活困窮者、DV被害者など社会的なつながりが希薄な方々の相談先として、24時間365日無料の電話相談窓口を設置するとともに、必要に応じ、面接相談や同行支援を実施して具体的な解決につなげる寄り添い支援を行う。平成24年3月11日から実施。</p>																																																																		
<p>13 難病患者及びその家族の療養上又は生活上の悩み、不安等の解消を図るため、難病に関する専門的な相談支援体制の充実に努める。</p>	厚生労働省	<p>平成15年度に難病相談・支援センター事業を創設。</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>(平成15年度)</td> <td>(平成16年度)</td> <td>(平成17年度)</td> <td>(平成18年度)</td> <td>(平成19年度)</td> </tr> <tr> <td>箇所数</td> <td>3か所</td> <td>19か所</td> <td>38か所</td> <td>45か所</td> <td>47か所</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(平成20年度)</td> <td>(平成21年度)</td> <td>(平成22年度)</td> <td>(平成23年度)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>47か所</td> <td>47か所</td> <td>47か所</td> <td>47か所</td> <td></td> </tr> </table> <p>各関係機関との連携のもと保健所を中心に、重症難病患者の療養支援を行う難病患者地域支援対策推進事業を引き続き推進。</p>		(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)	箇所数	3か所	19か所	38か所	45か所	47か所		(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)			47か所	47か所	47か所	47か所																																											
	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)																																																															
箇所数	3か所	19か所	38か所	45か所	47か所																																																															
	(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)																																																																
	47か所	47か所	47か所	47か所																																																																
<p>14 児童相談所、更生相談所、保健所等の公的相談機関と、地方公共団体が実施する生活支援方策について、都道府県、障害保健福祉圏域及び市町村の各レベルでのネットワーク化を図り、障害者が身近な地域で専門的相談を行うことができる体制を構築する。</p>	厚生労働省	<p>児童相談所では、連絡会議や事例検討会を通じて様々な分野の機関と連携を図るとともに、各機関と連携。また、障害児に対する相談を実施。</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>(平成15年度)</td> <td>(平成16年度)</td> <td>(平成17年度)</td> <td>(平成18年度)</td> <td>(平成19年度)</td> </tr> <tr> <td>相談受付件数</td> <td>159,787件</td> <td>157,326件</td> <td>163,597件</td> <td>194,166件</td> <td>177,298件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(平成20年度)</td> <td>(平成21年度)</td> <td>(平成22年度)</td> <td>(平成23年度)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>181,096件</td> <td>187,098件</td> <td>178,399件</td> <td>184,049件</td> <td></td> </tr> </table> <p>平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値 保健所は、精神保健福祉に関する第一線の行政機関として「精神障害者社会復帰相談指導」を実施。</p> <p>保健所における精神保健福祉相談等及び精神保健訪問指導を実施。</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>(平成14年度)</td> <td>(平成15年度)</td> <td>(平成16年度)</td> <td>(平成17年度)</td> <td>(平成18年度)</td> <td>(平成19年度)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(平成20年度)</td> <td>(平成21年度)</td> <td>(平成22年度)</td> <td>(平成23年度)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>精神保健福祉相談等</td> <td>1,518,422件</td> <td>1,451,530件</td> <td>1,362,809件</td> <td>1,314,101件</td> <td>1,198,403件</td> <td>1,154,405件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1,143,919件</td> <td>1,136,133件</td> <td>1,154,935件</td> <td>1,143,166件</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>精神保健訪問指導</td> <td>206,984件</td> <td>198,798件</td> <td>185,299件</td> <td>177,367件</td> <td>164,767件</td> <td>157,220件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>154,773件</td> <td>146,261件</td> <td>145,196件</td> <td>149,551件</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)	相談受付件数	159,787件	157,326件	163,597件	194,166件	177,298件		(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)			181,096件	187,098件	178,399件	184,049件			(平成14年度)	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)		(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)			精神保健福祉相談等	1,518,422件	1,451,530件	1,362,809件	1,314,101件	1,198,403件	1,154,405件		1,143,919件	1,136,133件	1,154,935件	1,143,166件			精神保健訪問指導	206,984件	198,798件	185,299件	177,367件	164,767件	157,220件		154,773件	146,261件	145,196件	149,551件		
	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)																																																															
相談受付件数	159,787件	157,326件	163,597件	194,166件	177,298件																																																															
	(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)																																																																
	181,096件	187,098件	178,399件	184,049件																																																																
	(平成14年度)	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)																																																														
	(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)																																																																
精神保健福祉相談等	1,518,422件	1,451,530件	1,362,809件	1,314,101件	1,198,403件	1,154,405件																																																														
	1,143,919件	1,136,133件	1,154,935件	1,143,166件																																																																
精神保健訪問指導	206,984件	198,798件	185,299件	177,367件	164,767件	157,220件																																																														
	154,773件	146,261件	145,196件	149,551件																																																																

分野別施策		関係省庁	推進状況																								
イ 権利擁護の推進	15 障害者の財産権や人権に関する実態を踏まえ、判断能力が不十分な者に対応する地域福祉権利擁護事業、成年後見制度など障害者の権利擁護に関する事業及び財産管理を支援するシステムについて、利用の促進を図る。	法務省 厚生労働省	<p>成年後見制度等に関するパンフレットを作成して関係団体等に配布するとともに、法務省のホームページに成年後見制度等に関するQ&Aを掲載することにより、成年後見制度等を周知。</p> <p>日本司法支援センターのホームページに成年後見に関するFAQ（よくある質問と回答）を掲載して成年後見制度等を紹介。</p> <p>成年後見登記制度において、平成17年1月31日から全国の法務局・地方方法務局の本局において登記事項証明書の交付開始。（平成16年度～）</p> <p>認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が十分でない方々が、地域において自立した生活を送ることを支援するための「日常生活自立支援事業」（「地域福祉権利擁護事業」から平成19年度に名称変更）を福祉サービスの利用や日常的な金銭管理に関する援助を行う事業として、都道府県・指定都市社会福祉協議会及び基幹的な市区町村社会福祉協議会を中心に実施。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>（平成15年度） （平成20年度）</th> <th>（平成16年度） （平成21年度）</th> <th>（平成17年度） （平成22年度）</th> <th>（平成18年度） （平成23年度）</th> <th>（平成19年度）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業に関する相談件数</td> <td>23万件 88万件</td> <td>30万件 102万件</td> <td>40万件 116万件</td> <td>53万件 125万件</td> <td>70万件</td> </tr> <tr> <td>事業の利用契約締結数</td> <td>6,300名 9,100名</td> <td>6,500名 9,400名</td> <td>7,200名 10,300名</td> <td>7,600名 10,900名</td> <td>8,500名</td> </tr> <tr> <td>事業の実利用者数</td> <td>11,198名 29,212名</td> <td>14,720名 31,968名</td> <td>18,385名 35,059名</td> <td>21,904名 37,820名</td> <td>25,522名</td> </tr> </tbody> </table> <p>成年後見制度の利用促進のための広報・普及活動や、成年後見制度の申立てに要する経費（登録手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬の一部の助成を行う成年後見制度利用支援事業の実施。</p> <p>平成18年度から精神障害者の成年後見制度利用支援事業を実施。</p>		（平成15年度） （平成20年度）	（平成16年度） （平成21年度）	（平成17年度） （平成22年度）	（平成18年度） （平成23年度）	（平成19年度）	事業に関する相談件数	23万件 88万件	30万件 102万件	40万件 116万件	53万件 125万件	70万件	事業の利用契約締結数	6,300名 9,100名	6,500名 9,400名	7,200名 10,300名	7,600名 10,900名	8,500名	事業の実利用者数	11,198名 29,212名	14,720名 31,968名	18,385名 35,059名	21,904名 37,820名	25,522名
		（平成15年度） （平成20年度）	（平成16年度） （平成21年度）	（平成17年度） （平成22年度）	（平成18年度） （平成23年度）	（平成19年度）																					
	事業に関する相談件数	23万件 88万件	30万件 102万件	40万件 116万件	53万件 125万件	70万件																					
事業の利用契約締結数	6,300名 9,100名	6,500名 9,400名	7,200名 10,300名	7,600名 10,900名	8,500名																						
事業の実利用者数	11,198名 29,212名	14,720名 31,968名	18,385名 35,059名	21,904名 37,820名	25,522名																						
16 障害者の権利侵害等に対応するため、福祉制度や福祉サービスに係る権利擁護システムを地域において導入していくことを促進する。	厚生労働省	<p>認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が十分でない方々が、地域において自立した生活を送れることを支援するため、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うことにより、その方々の権利擁護に資することを目的とする日常生活自立支援事業を都道府県・指定都市社会福祉協議会及び基幹的な市区町村社会福祉協議会等において実施。</p> <p>平成18年度から精神障害者を成年後見制度利用支援事業の対象に追加。</p> <p>○ 障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、関係機関等の協力体制の整備や支援体制の強化を図ることを目的として、障害者虐待防止対策支援事業を実施（平成22年度から）</p> <p>○ 各都道府県における障害者の虐待防止や権利擁護に関する研修の指導的役割を担う者を養成する研修を実施。（平成22年度から）</p>																									
17 当事者等により実施される権利擁護のための取組を支援することを検討する。	厚生労働省	<p>平成18年10月から、障害者相談支援事業に障害当事者等による権利擁護のために必要な援助を行うことを含めたピアカウンセリングを位置づけた。</p>																									

分野別施策	関係省庁	推進状況																																																
<p>ウ 障害者団体や本人活動の支援</p>	<p>18 知的障害者本人や精神障害者本人の意見が適切に示され、検討されるよう支援を強化する。特に、様々なレベルの行政施策に当事者の意見が十分反映されるようにするため、当事者による会議、当事者による政策決定プロセスへの関与等を支援することを検討する。</p> <p>19 ボランティアを育成し、障害者がニーズに応じて派遣を受けられる体制の整備を検討する。</p> <p>20 障害者自身がボランティアとして活動できるよう支援する。</p>	<p>厚生労働省</p> <p>障害者の雇用の促進その他の職業生活における自立の促進に関する事項を調査審議する労働政策審議会障害者雇用分科会において、「障害者を代表するもの」として、障害者団体より4名を委員として任命し、障害者の意見を反映。そのほか、研究会において、ある種別の障害者にとって特に大きく関連する制度検討を行うような場合、関係の深い種別の障害者代表などからのヒアリングを実施。</p> <p>障害福祉サービスの新たな制度や「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」の規定に基づく事項等を調査審議する社会保障審議会障害者部会において、障害当事者を委員に任命。</p> <p>障害者（児）の地域生活の充実を図る方策を検討する「障害者（児）の地域生活支援の在り方に関する検討会」（平成16年度まで）及び精神保健福祉施策の課題に対応するため「心の健康問題の正しい理解のための普及啓発検討会」、「精神障害者の地域生活支援の在り方に関する検討会」において、障害当事者が委員、オブザーバーとして参加、平成16年8月に報告書を取りまとめ。</p> <p>発達障害者支援の課題を整理し、今後の対応の方向性を検討するための「発達障害者施策検討会」において、発達障害者団体に構成員、オブザーバーとして参加していただき、平成20年8月に報告書を取りまとめた。</p> <p>精神保健医療福祉のあり方の具体像を提示することを目的とした「今後の精神保健医療福祉のあり方等に関する検討会」において、障害当事者も構成員として参加、平成21年9月に報告書を取りまとめ。</p> <p>障がい者制度改革推進会議の下に、障害のある方等を委員とする「総合福祉部会」を設置し、「障害者総合福祉法」（仮称）の制定に向けた検討を行うこととした。（平成22年4月から）</p> <p>厚生労働省</p> <p>障害者に対してパソコンの使用方法等を教える人材（パソコンボランティア）の養成を実施。（パソコンボランティアの養成は、平成18年10月から都道府県地域生活支援事業として実施。）</p> <table border="1" data-bbox="1507 1157 2822 1304"> <tr> <td></td> <td>(平成15年度)</td> <td>(平成16年度)</td> <td>(平成17年度)</td> <td>(平成18年度)</td> <td>(平成19年度)</td> </tr> <tr> <td>実施箇所数</td> <td>34都道府県・指定都市</td> <td>34都道府県・指定都市</td> <td>34都道府県・指定都市</td> <td>29都道府県</td> <td>28都道府県</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(平成20年度)</td> <td>(平成21年度)</td> <td>(平成22年度)</td> <td>(平成23年度)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>27都道府県</td> <td>26都道府県</td> <td>26都道府県</td> <td>25都道府県</td> <td></td> </tr> </table> <p>厚生労働省</p> <p>障害者等が行うボランティア活動の支援等を行う「ボランティア活動支援事業」を実施。（ボランティア活動支援事業は、平成18年10月から市町村地域生活支援事業として実施。）</p> <table border="1" data-bbox="1507 1423 2822 1570"> <tr> <td></td> <td>(平成15年度)</td> <td>(平成16年度)</td> <td>(平成17年度)</td> <td>(平成18年度)</td> <td>(平成19年度)</td> </tr> <tr> <td>実施箇所数</td> <td>44都道府県・137市町村</td> <td>43都道府県・136市町村</td> <td>42都道府県・127市町村</td> <td>117市町村</td> <td>156市町村</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(平成20年度)</td> <td>(平成21年度)</td> <td>(平成22年度)</td> <td>(平成23年度)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>152市町村</td> <td>145市町村</td> <td>143市町村</td> <td>143市町村</td> <td></td> </tr> </table>		(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)	実施箇所数	34都道府県・指定都市	34都道府県・指定都市	34都道府県・指定都市	29都道府県	28都道府県		(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)			27都道府県	26都道府県	26都道府県	25都道府県			(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)	実施箇所数	44都道府県・137市町村	43都道府県・136市町村	42都道府県・127市町村	117市町村	156市町村		(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)			152市町村	145市町村	143市町村	143市町村	
	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)																																													
実施箇所数	34都道府県・指定都市	34都道府県・指定都市	34都道府県・指定都市	29都道府県	28都道府県																																													
	(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)																																														
	27都道府県	26都道府県	26都道府県	25都道府県																																														
	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)																																													
実施箇所数	44都道府県・137市町村	43都道府県・136市町村	42都道府県・127市町村	117市町村	156市町村																																													
	(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)																																														
	152市町村	145市町村	143市町村	143市町村																																														
<p>在宅サービス等の充実 在宅サービスの充実</p>	<p>21 ホームヘルプサービス等の在宅サービスを障害者がニーズに応じて利用できるよう、その量的・質的充実に努める。このため、既存事業者の活用とともに、新規事業者が参入しやすい仕組みとする。</p>	<p>厚生労働省</p> <p>3 障害の一元化や施設・事業体系の再編を行い、障害者や障害児が地域において自立した生活を営むことを支援すること等を目的とした障害者自立支援法が施行。（平成18年4月）</p>																																																

分野別施策	関係省庁	推進状況																																																																																																																										
		<p>在宅サービス整備状況（一部、平成18年度より新サービス体系へ移行している。）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(平成15年度)</th> <th>(平成16年度)</th> <th>(平成17年度)</th> <th>(平成18年度)</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ホームヘルパー</td> <td>53,771人</td> <td>86,002人</td> <td>110,636人</td> <td>平成18年度より 新サービス体系へ移行。</td> </tr> <tr> <td>ショートステイ</td> <td>5,828人</td> <td>7,849人</td> <td>8,994人</td> <td>平成18年度より 新サービス体系 へ移行。</td> </tr> <tr> <td>デイサービス</td> <td>1,806か所</td> <td>2,162か所</td> <td>2,506か所</td> <td>平成18年度より へ移行。</td> </tr> <tr> <td>障害児通園事業 (児童デイサービス)</td> <td>10,674人分</td> <td>12,949人分</td> <td>15,556人分</td> <td>平成18年度より 新サービス体系 へ移行。</td> </tr> <tr> <td>グループホーム</td> <td>23,949人分</td> <td>27,956人分</td> <td>34,085人分</td> <td>平成18年度より 新サービス体系 へ移行。</td> </tr> </tbody> </table> <p>新サービス体系（障害者自立支援法）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(平成18年度)</th> <th>(平成19年度)</th> <th>(平成20年度)</th> <th>(平成21年度)</th> <th>(平成22年度)</th> <th>(平成23年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="7">【訪問系】</td> </tr> <tr> <td>・居宅介護等</td> <td>3,164,123時間</td> <td>3,247,505時間</td> <td>3,257,973時間</td> <td>3,659,552時間</td> <td>3,944,576時間</td> <td>4,622,584時間</td> </tr> <tr> <td colspan="7">【日中活動系等】</td> </tr> <tr> <td>・生活介護</td> <td>250,556人日</td> <td>773,950人日</td> <td>1,328,538人日</td> <td>2,136,866人日</td> <td>2,753,697人日</td> <td>4,004,518人日</td> </tr> <tr> <td>・自立訓練(機能訓練)</td> <td>11,537人日</td> <td>24,441人日</td> <td>28,960人日</td> <td>30,851人日</td> <td>32,732人日</td> <td>35,219人日</td> </tr> <tr> <td>・自立訓練(生活訓練)</td> <td>36,926人日</td> <td>95,035人日</td> <td>131,790人日</td> <td>162,806人日</td> <td>173,795人日</td> <td>221,618人日</td> </tr> <tr> <td>・就労移行支援</td> <td>62,255人日</td> <td>190,924人日</td> <td>297,750人日</td> <td>365,269人日</td> <td>367,337人日</td> <td>420,393人日</td> </tr> <tr> <td>・就労継続支援A型</td> <td>29,264人日</td> <td>75,880人日</td> <td>124,144人日</td> <td>182,098人日</td> <td>258,822人日</td> <td>380,821人日</td> </tr> <tr> <td>・就労継続支援B型</td> <td>165,255人日</td> <td>532,610人日</td> <td>906,596人日</td> <td>1,407,794人日</td> <td>1,781,221人日</td> <td>2,437,984人日</td> </tr> <tr> <td>・児童デイサービス</td> <td>202,111人日</td> <td>222,165人日</td> <td>237,553人日</td> <td>292,921人日</td> <td>348,581人日</td> <td>486,665人日</td> </tr> <tr> <td>・短期入所</td> <td>151,961人日</td> <td>163,950人日</td> <td>180,242人日</td> <td>198,769人日</td> <td>210,460人日</td> <td>234,943人日</td> </tr> <tr> <td>・療養介護</td> <td>2,006人</td> <td>1,970人</td> <td>2,032人</td> <td>2,094人</td> <td>2,123人</td> <td>2,135人</td> </tr> </tbody> </table> <p>各サービスの数値は、各年度の3月の月間の数値である。</p>		(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)		ホームヘルパー	53,771人	86,002人	110,636人	平成18年度より 新サービス体系へ移行。	ショートステイ	5,828人	7,849人	8,994人	平成18年度より 新サービス体系 へ移行。	デイサービス	1,806か所	2,162か所	2,506か所	平成18年度より へ移行。	障害児通園事業 (児童デイサービス)	10,674人分	12,949人分	15,556人分	平成18年度より 新サービス体系 へ移行。	グループホーム	23,949人分	27,956人分	34,085人分	平成18年度より 新サービス体系 へ移行。		(平成18年度)	(平成19年度)	(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)	【訪問系】							・居宅介護等	3,164,123時間	3,247,505時間	3,257,973時間	3,659,552時間	3,944,576時間	4,622,584時間	【日中活動系等】							・生活介護	250,556人日	773,950人日	1,328,538人日	2,136,866人日	2,753,697人日	4,004,518人日	・自立訓練(機能訓練)	11,537人日	24,441人日	28,960人日	30,851人日	32,732人日	35,219人日	・自立訓練(生活訓練)	36,926人日	95,035人日	131,790人日	162,806人日	173,795人日	221,618人日	・就労移行支援	62,255人日	190,924人日	297,750人日	365,269人日	367,337人日	420,393人日	・就労継続支援A型	29,264人日	75,880人日	124,144人日	182,098人日	258,822人日	380,821人日	・就労継続支援B型	165,255人日	532,610人日	906,596人日	1,407,794人日	1,781,221人日	2,437,984人日	・児童デイサービス	202,111人日	222,165人日	237,553人日	292,921人日	348,581人日	486,665人日	・短期入所	151,961人日	163,950人日	180,242人日	198,769人日	210,460人日	234,943人日	・療養介護	2,006人	1,970人	2,032人	2,094人	2,123人	2,135人
	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)																																																																																																																								
ホームヘルパー	53,771人	86,002人	110,636人	平成18年度より 新サービス体系へ移行。																																																																																																																								
ショートステイ	5,828人	7,849人	8,994人	平成18年度より 新サービス体系 へ移行。																																																																																																																								
デイサービス	1,806か所	2,162か所	2,506か所	平成18年度より へ移行。																																																																																																																								
障害児通園事業 (児童デイサービス)	10,674人分	12,949人分	15,556人分	平成18年度より 新サービス体系 へ移行。																																																																																																																								
グループホーム	23,949人分	27,956人分	34,085人分	平成18年度より 新サービス体系 へ移行。																																																																																																																								
	(平成18年度)	(平成19年度)	(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)																																																																																																																						
【訪問系】																																																																																																																												
・居宅介護等	3,164,123時間	3,247,505時間	3,257,973時間	3,659,552時間	3,944,576時間	4,622,584時間																																																																																																																						
【日中活動系等】																																																																																																																												
・生活介護	250,556人日	773,950人日	1,328,538人日	2,136,866人日	2,753,697人日	4,004,518人日																																																																																																																						
・自立訓練(機能訓練)	11,537人日	24,441人日	28,960人日	30,851人日	32,732人日	35,219人日																																																																																																																						
・自立訓練(生活訓練)	36,926人日	95,035人日	131,790人日	162,806人日	173,795人日	221,618人日																																																																																																																						
・就労移行支援	62,255人日	190,924人日	297,750人日	365,269人日	367,337人日	420,393人日																																																																																																																						
・就労継続支援A型	29,264人日	75,880人日	124,144人日	182,098人日	258,822人日	380,821人日																																																																																																																						
・就労継続支援B型	165,255人日	532,610人日	906,596人日	1,407,794人日	1,781,221人日	2,437,984人日																																																																																																																						
・児童デイサービス	202,111人日	222,165人日	237,553人日	292,921人日	348,581人日	486,665人日																																																																																																																						
・短期入所	151,961人日	163,950人日	180,242人日	198,769人日	210,460人日	234,943人日																																																																																																																						
・療養介護	2,006人	1,970人	2,032人	2,094人	2,123人	2,135人																																																																																																																						

分野別施策		関係省庁	推 進 状 況
イ 住居の確保	22 ホームヘルプサービスについては、障害特性を理解したホームヘルパーの養成及び研修を行う。	厚生労働省	<p>(平成15年度) (平成16年度) (平成17年度) (平成18年度) (平成19年度) (平成20年度) (平成21年度) (平成22年度) (平成23年度)</p> <p>重症心身障害児(者)通園事業 212か所 231か所 245か所 263か所 276か所 276か所 286か所 296か所 308か所</p> <p>福祉ホーム 3,890人分 4,172人分 4,567人分 福祉ホームについては、平成18年度より一部、新体系サービスに移行</p> <p>ホームヘルプサービス等の在宅サービスについて、新規事業者についても、NPO法人等多様な主体による事業の実施が可能。</p> <p>平成23年10月より、重度視覚障害者等の移動支援について、「同行援護」として障害福祉サービスに位置付け、自立支援給付費の対象とした。</p> <p>たんの吸引等の医療的ケアを行うことができる介護職員等を養成することを目的とした「介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業」を実施。(平成23年度)</p> <p>介護等に関する知識及び技能を修得することを目的とした「居宅介護従業者等養成研修事業」の実施。</p> <p>新障害者プランに基づき、精神障害者ホームヘルパーの養成研修を実施。(平成18年度まで)</p> <p>難病患者等ホームヘルパー養成研修事業を実施。</p>
	23 豊かな地域生活のためには、日中の活動の場としてのデイサービスを身近な地域で利用できることが重要であり、デイサービスセンターに加え、学校の空き教室等を利用して、その充実を図る。	厚生労働省	<p>地域の実情等に応じて、デイサービスをより身近な地域で利用できるよう、学校の空き教室をデイサービスセンター等へ転用することが可能。(平成18年9月まで)</p> <p>障害者自立支援法の施行に伴い、学校の空き教室等、既存の社会資源を効果的に活用できるよう、直接サービス提供に係らない設備(事務室等)は、必置規制を課さないとする等基準を緩和。</p>
	24 重症心身障害児(者)通園事業については、充実を図る。	厚生労働省	<p>在宅の重症心身障害児(者)に対し、通園の方法により日常生活動作、機能訓練等必要な療育を行うことにより、運動機能等の発達を促すとともに、併せて保護者等の家庭における療育技術の習得を図る「重症心身障害児(者)通園事業」を実施。</p> <p>(平成15年度) (平成16年度) (平成17年度) (平成18年度) (平成19年度) 箇所数 212か所 231か所 245か所 263か所 276か所 (平成20年度) (平成21年度) (平成22年度) (平成23年度) 276か所 286か所 296箇所 308か所</p>
	25 障害者の地域での居住の場であるグループホーム及び福祉ホームについて、重度障害者などのニーズに応じて利用できるよう量的・質的充実に努める。	厚生労働省	<p>障害福祉計画に基づき、グループホーム及び福祉ホーム等を計画的に整備。(平成18年度より新サービス体系に移行している。)</p> <p>(平成15年度) (平成16年度) (平成17年度) (平成18年度) 身体障害者福祉ホーム 798人分 791人分 866人分 平成18年度より、 精神障害者福祉ホーム 3,092人分 3,381人分 3,701人分 新サービス体系へ 知的障害者グループホーム 17,578人分 20,697人分 25,592人分 移行 精神障害者グループホーム 6,371人分 7,259人分 8,493人分</p>

分野別施策		関係省庁	推進状況																																		
ウ 自立及び社会参加の促進	26 地域での自立生活を支援するため、情報提供、訓練プログラムの作成、当事者による相談活動等の推進を図る。特に、当事者による相談活動は、障害者同士が行う援助として有効かつ重要な手段であることから、更なる拡充を図る。	国土交通省	<p>新サ・ビス体系（障害者自立支援法）</p> <p>【居住系】（平成18年度）（平成19年度）（平成20年度）（平成21年度）（平成22年度）（平成23年度）</p> <p>・共同生活援助 37,499人 42,027人 48,394人 55,983人 63,323人 71,866人</p> <p>共同生活介護</p> <p>（各サービスの数値は各年度の3月の月間の数値）</p> <p>公営住宅においては、障害者の地域における自立生活の支援等の観点から公営住宅法第45条第1項においてグループホームとして使用することが可能。</p> <p style="text-align: right;">（平成15年度末）（平成16年度末）（平成17年度末）（平成18年度末）（平成19年度末）</p> <p>公営住宅のグループホームの実績</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;">342戸</td> <td style="width: 15%;">400戸</td> <td style="width: 15%;">459戸</td> <td style="width: 15%;">545戸</td> <td style="width: 15%;">649戸</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="5" style="text-align: center;">（平成20年度末）（平成21年度末）（平成22年度）（平成23年度）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>705戸</td> <td>772戸</td> <td>826戸</td> <td colspan="2" style="text-align: right;">【集計中】</td> </tr> </table>		342戸	400戸	459戸	545戸	649戸		（平成20年度末）（平成21年度末）（平成22年度）（平成23年度）						705戸	772戸	826戸	【集計中】																	
			342戸	400戸	459戸	545戸	649戸																														
	（平成20年度末）（平成21年度末）（平成22年度）（平成23年度）																																				
	705戸	772戸	826戸	【集計中】																																	
厚生労働省	<p>在宅の障害者等に対し在宅福祉サービスの利用援助、社会資源の活用や社会生活力を高めるための支援、当事者相談等を総合的に行う障害者相談支援事業を実施。</p> <p>社会的入院を解消するための「精神障害者退院促進支援事業」（平成15年度～平成19年度）、「精神障害者地域移行支援特別対策事業」（平成20年度～平成21年度）、「精神障害者地域移行・地域定着支援事業」（平成22年度～）を実施。</p> <p>都道府県及び市町村において、下記の事業をそれぞれ実施。（平成18年10月からは地域生活支援事業として実施。一部の事業については、名称・内容の変更がある。）</p> <p>(1)都道府県</p> <p>（平成18年9月まで：障害者自立支援・社会参加促進事業として実施していた都道府県・政令都市数）</p> <p>（平成18年10月から：都道府県地域生活支援事業として位置づけられた各事業を実施する都道府県数）</p> <p style="text-align: right;">（平成15年度）（平成16年度）（平成17年度）（平成18年度）（平成19年度）</p> <p style="text-align: right;">（平成20年度）（平成21年度）（平成22年度）（平成23年度）</p> <p>点字による即時情報ネットワーク事業</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;">52か所</td> <td style="width: 15%;">53か所</td> <td style="width: 15%;">54か所</td> <td style="width: 15%;">43か所</td> <td style="width: 15%;">43か所</td> </tr> <tr> <td></td> <td>42か所</td> <td>43か所</td> <td>43か所</td> <td>42か所</td> <td></td> </tr> </table> <p>字幕入り映像ライブラリー事業</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;">59か所</td> <td style="width: 15%;">59か所</td> <td style="width: 15%;">59か所</td> <td style="width: 15%;">45か所</td> <td style="width: 15%;">47か所</td> </tr> <tr> <td></td> <td>47か所</td> <td>46か所</td> <td>45か所</td> <td>46か所</td> <td></td> </tr> </table> <p>点字・声の広報等発行事業</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;">55か所</td> <td style="width: 15%;">48か所</td> <td style="width: 15%;">51か所</td> <td style="width: 15%;">21か所</td> <td style="width: 15%;">22か所</td> </tr> <tr> <td></td> <td>22か所</td> <td>22か所</td> <td>23か所</td> <td>23か所</td> <td></td> </tr> </table> <p>指定在宅介護事業者情報提供事業 49か所 39か所 31か所（平成18年9月まで）</p> <p>手話通訳者派遣ネットワーク事業 6か所 6か所 8か所（平成18年9月まで）</p> <p>サービス提供者情報提供等事業（平成18年10月から） 23か所 24か所</p> <p style="text-align: right;">23か所 22か所 22か所 22か所</p> <p>（指定在宅介護等事業者情報提供事業及び手話通訳者派遣ネットワーク事業は、平成18年10月から都道府県地域生活支援事業のサービス提供者情報提供等事業に変更。）</p>		52か所	53か所	54か所	43か所	43か所		42か所	43か所	43か所	42か所			59か所	59か所	59か所	45か所	47か所		47か所	46か所	45か所	46か所			55か所	48か所	51か所	21か所	22か所		22か所	22か所	23か所	23か所	
	52か所	53か所	54か所	43か所	43か所																																
	42か所	43か所	43か所	42か所																																	
	59か所	59か所	59か所	45か所	47か所																																
	47か所	46か所	45か所	46か所																																	
	55か所	48か所	51か所	21か所	22か所																																
	22か所	22か所	23か所	23か所																																	

分野別施策	関係省庁	推進状況				
		音声機能障害者発声訓練・指導者養成事業 56か所 音声機能障害者発声訓練事業（平成18年10月から）	56か所	56か所(平成18年9月まで) 36か所	42か所	
		(音声機能障害者発声訓練・指導者養成事業は、平成18年10月から音声機能障害者発声訓練事業及び音声機能障害者発声訓練指導者養成事業に変更。)	41か所	40か所	41か所	40か所
			(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)(平成19年度)
			(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)
		家族教室等開催事業	49か所	52か所	50か所(平成18年9月まで)	
		奉仕員養成研修事業	60か所	60か所	61か所	46か所 47か所
		手話通訳者養成研修事業	47か所	47か所	47か所	47か所
			58か所	58か所	60か所	45か所 45か所
			46か所	44か所	41か所	43か所
		盲ろう者通訳・介助員養成研修事業	34か所	36か所	39か所	27か所 32か所
			37か所	37か所	38か所	40か所
		手話通訳設置事業	49か所	48か所	48か所	35か所 36か所
			34か所	34か所	34か所	35か所
		コミュニケーション支援事業（平成18年10月から）				11か所 10か所
			9か所	8か所	8か所	9か所
		自動車運転免許取得・改造助成事業	50か所	49か所	50か所	(平成18年9月まで)
		(自動車運転免許取得・改造助成事業は、平成18年10月から市町村事業に変更。)				
		盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	28か所	32か所	32か所	25か所 28か所
			31か所	40か所	47か所	47か所
		(2)市町村事業（以下の数値は各事業実施市町村数）				
		（平成18年9月まで：障害者自立支援・総合推進事業における市町村障害者社会参加促進事業の各事業を実施していた市町村数）				
		（平成18年10月から：市町村地域生活支援事業として位置づけられた以下の各事業を実施する市町村数）				
			(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)(平成19年度)
			(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)
		移動支援事業	-	-	-	1,462か所 1,528か所
			1,549か所	1,540か所	1,552か所	1,558か所
		生活訓練事業	287か所	309か所	309か所(平成18年9月まで)	

分野別施策		関係省庁	推進状況					
工 精神障害者施策の充実	28 障害者の社会参加を一層推進するため、身体障害者補助犬の利用を促進する。	厚生労働省	生活訓練等事業	-	-	-	262か所	316か所
				333か所	329か所	332か所	328か所	
			(注：生活訓練事業は、平成18年10月から生活訓練等事業に変更。)					
			奉仕員養成研修事業	474か所	507か所	504か所	417か所	562か所
				595か所	609か所	627か所	617か所	
			手話通訳設置事業	324か所	336か所	338か所(平成18年9月まで)		
			手話通訳者派遣事業	119か所	225か所	252か所(平成18年9月まで)		
			コミュニケーション支援事業(平成18年10月から)				1,112か所	1,318か所
				1,351か所	1,309か所	1,319か所	1,324か所	
			(手話通訳設置事業及び手話通訳者派遣事業は、平成18年10月からコミュニケーション支援事業に変更。)					
			自動車運転免許取得・改造助成事業(平成18年10月から)				663か所	962か所
				942か所	942か所	980か所	946か所	
		経済産業省	障害者等の安全で円滑な移動を支援する情報通信機器・システムの互換性・相互運用性を確保するため、障害者等が共通に利用でき、かつ、障害者等にとって使いやすい携帯端末を用いた移動支援システムの開発を平成16年度に実施。平成17年度は、愛・地球博において、被験者による実証・評価実験を実施。平成18年度は、東京大学構内で実証・評価実験を実施するとともに、データの互換性・相互運用性確保を図るため、利用者端末等の機能や情報内容、設置場所等の各側面から規格・標準化の可能性の検討を行い、平成22年度末にJIS T0901(高齢者・障害者配慮設計指針-移動支援のための電子的情報提供機器の情報提供方法)として、標準化を行った。					
		厚生労働省	身体障害者補助犬の育成費用を助成する「身体障害者補助犬育成事業」を実施。(平成18年10月から都道府県地域生活支援事業として実施。)また、平成15年10月の身体障害者補助犬法の完全施行に伴い、ホテル、デパート等の不特定かつ多数の者が利用する施設において、原則として身体障害者補助犬の同伴の受け入れが義務化。					
				(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)
			事業数	58都道府県・指定都市	59都道府県・指定都市	58都道府県・指定都市	29都道府県	38都道府県
				(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)	
				38都道府県	40都道府県	38都道府県	36都道府県	
	29 精神障害者ができる限り地域で生活できるようにするため、居宅生活支援事業の普及を図るとともに、ケアマネジメントの手法の活用の推進を検討する。特に、条件が整えば退院可能とされる者の退院・社会復帰を目指すため、必要なサービスを整備する。	厚生労働省	精神障害者ができる限り地域で生活できるようにするため、障害福祉計画に基づき必要な障害福祉サービスを計画的に整備する。					
			3 障害の一元化や施設・事業体系の再編を行い、障害者や障害児が地域において自立した生活を営むことを支援すること等を目的とした障害者自立支援法が施行。(平成18年4月)					

分野別施策		関係省庁	推進状況																								
			<p>精神障害者居宅介護等事業（ホームヘルプ）を実施。（平成18年度から「居宅介護事業」）</p> <p style="text-align: center;">（平成15年度）（平成16年度）（平成17年度）</p> <table border="1"> <tr> <td>精神障害者地域生活支援センター</td> <td>445か所</td> <td>471か所</td> <td>500か所</td> </tr> <tr> <td>精神障害者ホームヘルパー</td> <td>1,799人</td> <td>2,547人</td> <td>3,148人</td> </tr> <tr> <td>精神障害者グループホーム</td> <td>6,371人分</td> <td>7,259人分</td> <td>8,493人分</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">（平成18年度より新サービス体系へ移行）</p> <p style="text-align: center;">（平成15年度）（平成16年度）（平成17年度）</p> <table border="1"> <tr> <td>精神障害者福祉ホーム</td> <td>3,092人分</td> <td>3,381人分</td> <td>3,701人分</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">（平成18年10月より新サービス新体系へ移行）</p> <p>施設サービス整備状況</p> <p style="text-align: center;">（平成18年10月より新体系サービスへ移行している。）</p> <p style="text-align: center;">（平成15年度）（平成16年度）（平成17年度）</p> <table border="1"> <tr> <td>精神障害者生活訓練施設（援護寮）</td> <td>5,785人分</td> <td>5,912人分</td> <td>6,085人分</td> </tr> <tr> <td>精神障害者通所授産施設</td> <td>5,271人分</td> <td>6,651人分</td> <td>7,060人分</td> </tr> </table> <p>指定相談支援事業所等では、地域の精神保健及び精神障害者の福祉に関する各般の問題につき、相談に応じ、必要な助言・指導を実施。</p> <p>「精神障害者の地域生活の在り方に関する検討会」を開催し、相談体制の構築について検討し、平成16年8月に報告書を取りまとめ。</p>	精神障害者地域生活支援センター	445か所	471か所	500か所	精神障害者ホームヘルパー	1,799人	2,547人	3,148人	精神障害者グループホーム	6,371人分	7,259人分	8,493人分	精神障害者福祉ホーム	3,092人分	3,381人分	3,701人分	精神障害者生活訓練施設（援護寮）	5,785人分	5,912人分	6,085人分	精神障害者通所授産施設	5,271人分	6,651人分	7,060人分
精神障害者地域生活支援センター	445か所	471か所	500か所																								
精神障害者ホームヘルパー	1,799人	2,547人	3,148人																								
精神障害者グループホーム	6,371人分	7,259人分	8,493人分																								
精神障害者福祉ホーム	3,092人分	3,381人分	3,701人分																								
精神障害者生活訓練施設（援護寮）	5,785人分	5,912人分	6,085人分																								
精神障害者通所授産施設	5,271人分	6,651人分	7,060人分																								
	30 精神障害者及び家族のニーズに対応した多様な相談体制の構築を図る。	厚生労働省																									
	31 当事者による相談活動に取り組む市町村への支援を検討する。	厚生労働省	<p>精神保健福祉センターにおいて、複雑困難な相談事例等について市町村に対し助言を実施。</p> <p>精神保健福祉センターにおいて、市町村職員に対し、研修を実施。</p> <p>障害者社会参加総合推進事業及び市町村障害者社会参加促進事業において、自らが精神障害者である相談担当者が、他の精神障害者からの相談に応じる「ピアカウンセリング事業」を実施。（平成15年度～平成18年9月まで）</p> <p style="text-align: center;">（平成15年度）（平成16年度）（平成17年度）</p> <table border="1"> <tr> <td>都道府県・指定都市</td> <td>11か所</td> <td>13か所</td> <td>13か所</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>20か所</td> <td>16か所</td> <td>21か所</td> </tr> </table> <p>平成18年10月から、障害者相談支援事業において、自らが精神障害者である相談担当者が、他の精神障害者からの相談に応じるピアカウンセリングを相談支援事業として実施。</p>	都道府県・指定都市	11か所	13か所	13か所	市町村	20か所	16か所	21か所																
都道府県・指定都市	11か所	13か所	13か所																								
市町村	20か所	16か所	21か所																								
才 各種障害への対応	32 盲ろう等の重度・重複障害者、高次脳機能障害者、強度行動障害者等への対応の在り方を検討する。	厚生労働省	<p>日常生活に困難を生じている強度行動障害児（者）に適切な指導・訓練を行い、行動障害の軽減を図るため重度障害者支援加算（ ）及び強度行動障害児（者）特別支援加算を実施。</p> <p>平成13年度から平成17年度まで高次脳機能障害への具体的な支援方策を検討すべく、モデル地方自治体及び国立障害者リハビリテーションセンターにおいて「高次脳機能障害支援モデル事業」を実施し、高次脳機能障害者に対する「診断基準」、「標準的訓練プログラム」及び「支援コーディネートマニュアル」を作成。</p>																								

分野別施策	関係省庁	推進状況																																								
	<p>33 難病患者及びその家族に対し、地域における難病患者等支援対策の充実に努める。</p>	<p>これを受けて平成18年度以降は高次脳機能障害者に対する「診断基準」、「標準的支援プログラム」及び「支援コーディネートマニュアル」を普及させ、都道府県ごとに支援拠点機関を中心とした地域支援ネットワークの構築を推進するため、「高次脳機能障害者支援普及事業」を実施し、平成23年度には全国47都道府県に支援拠点機関が配置された。</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>(平成20年度)</td> <td>(平成21年度)</td> <td>(平成22年度)</td> </tr> <tr> <td>支援拠点機関設置箇所数</td> <td>42都道府県 54箇所</td> <td>43都道府県 60箇所</td> <td>46都道府県 64箇所</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(平成23年度)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>47都道府県 70箇所</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>盲ろう者が地域において基本的な生活ができる訓練を提供する仕組み作りを進めるため、平成22年度及び平成23年度では、厚生労働省、国立障害者リハビリテーションセンター、社会福祉法人全国盲ろう者協会の連携の下で、「盲ろう者宿泊型生活訓練等モデル事業」を実施し、事業の検証結果をまとめた報告書と訓練マニュアルを作成。</p> <p>平成15年度に難病相談・支援センター事業を創設。また、各関係機関との連携のもと保健所を中心に重症難病患者の療養支援を行う難病患者地域支援対策推進事業を推進。</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>(平成15年度)</td> <td>(平成16年度)</td> <td>(平成17年度)</td> <td>(平成18年度)</td> <td>(平成19年度)</td> </tr> <tr> <td>難病相談・支援センター</td> <td>3か所</td> <td>19か所</td> <td>38か所</td> <td>45か所</td> <td>47か所</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(平成20年度)</td> <td>(平成21年度)</td> <td>(平成22年度)</td> <td>(平成23年度)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>47か所</td> <td>47か所</td> <td>47か所</td> <td>47か所</td> <td></td> </tr> </table>		(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	支援拠点機関設置箇所数	42都道府県 54箇所	43都道府県 60箇所	46都道府県 64箇所		(平成23年度)				47都道府県 70箇所				(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)	難病相談・支援センター	3か所	19か所	38か所	45か所	47か所		(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)			47か所	47か所	47か所	47か所	
	(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)																																							
支援拠点機関設置箇所数	42都道府県 54箇所	43都道府県 60箇所	46都道府県 64箇所																																							
	(平成23年度)																																									
	47都道府県 70箇所																																									
	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)																																					
難病相談・支援センター	3か所	19か所	38か所	45か所	47か所																																					
	(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)																																						
	47か所	47か所	47か所	47か所																																						
	<p>34 自閉症の特性を踏まえた支援の在り方について検討するとともに、自閉症・発達障害支援センターを中心とした地域生活支援体制の充実に努める。</p>	<p>発達障害者支援センターの指定について定めた発達障害者支援法が平成16年12月に成立し、平成17年4月に施行。</p> <p>自閉症等の特有な発達障害を有する障害児等に対応するための発達障害者支援センターを設置。</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>(平成15年度)</td> <td>(平成16年度)</td> <td>(平成17年度)</td> <td>(平成18年度)</td> <td>(平成19年度)</td> </tr> <tr> <td>箇所数</td> <td>19か所</td> <td>23か所</td> <td>37か所</td> <td>52か所</td> <td>61か所</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(平成20年度)</td> <td>(平成21年度)</td> <td>(平成22年度)</td> <td>(平成23年度)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>62か所</td> <td>64か所</td> <td>64か所</td> <td>65か所</td> <td></td> </tr> </table> <p>国立秩父学園が中心となって、平成15年度より発達障害者支援センター相互間の情報提供、意見交換を行うためのネットワークを構築し、自閉症等に対する支援を充実。</p> <p>ライフステージに応じた発達障害者への支援体制づくりを進めるため、都道府県内の各圏域で、教育・雇用を含む複数分野の関係者によるネットワークを構築する「発達障害者支援体制整備事業」を実施。</p> <p>○ 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律により、障害者自立支援法上、発達障害者が障害者の範囲に含まれることを明確化。</p> <p>発達障害等に関する知識を有する専門員が、保育所等の子どもやその親が集まる施設・場を巡回し、施設のスタッフや親に対し、障害の早期発見・早期対応のための助言等の支援を行う「巡回支援専門員整備事業」を実施。(平成23年度～)</p>		(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)	箇所数	19か所	23か所	37か所	52か所	61か所		(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)			62か所	64か所	64か所	65か所																	
	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)																																					
箇所数	19か所	23か所	37か所	52か所	61か所																																					
	(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)																																						
	62か所	64か所	64か所	65か所																																						

分野別施策		関係省庁	推 進 状 況																																																																																																												
経済的自立の支援	<p>35 ノーマライゼーションの理念を実現し、障害者が地域で質の高い自立した生活を営むことができるよう、雇用・就業に関する施策を進めるとともに、年金や手当等の給付により、地域での自立した生活を総合的に支援する。</p>	厚生労働省	<p>障害の発生を支給原因とする年金（国民年金法に基づく障害基礎年金、厚生年金保険法及び共済各法に基づく障害厚生・共済年金）及び障害の発生を支給原因とする各種手当については、毎年物価の変動に合わせて支給額の改定を行っている。</p> <p>・障害基礎年金（受給者数・月額）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>（平成16年度末現在）</th> <th>（平成17年度末現在）</th> <th>（平成18年度末現在）</th> <th>（平成19年度末現在）</th> <th>（平成20年度末現在）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>（平成21年度末現在）</td> <td>（平成22年度末現在）</td> <td>（平成23年度末現在）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1級</td> <td>646,343人 82,758円</td> <td>650,817人 82,758円</td> <td>670,235人 82,508円</td> <td>676,663人 82,508円</td> <td>683,505人 82,508円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>688,904人 82,508円</td> <td>693,445人 82,508円</td> <td>694,910人 82,175円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2級</td> <td>723,807人 66,208円</td> <td>754,546人 66,208円</td> <td>803,517人 66,008円</td> <td>834,914人 66,008円</td> <td>867,694人 66,008円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>900,931人 66,008円</td> <td>939,341人 66,008円</td> <td>971,410人 65,741円</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>・手当の受給者数（給付人員・月額）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>（平成16年度末現在）</th> <th>（平成17年度末現在）</th> <th>（平成18年度末現在）</th> <th>（平成19年度末現在）</th> <th>（平成20年度末現在）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>（平成21年度末現在）</td> <td>（平成22年度末現在）</td> <td>（平成23年度末現在）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>特別児童扶養手当 1級</td> <td>97,194人 50,900円</td> <td>97,032人 50,900円</td> <td>98,401人 50,750円</td> <td>99,362人 50,750円</td> <td>100,108人 50,750円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>100,503人 50,750円</td> <td>101,203人 50,750円</td> <td>101,140人 50,550円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2級</td> <td>69,642人 33,900円</td> <td>71,787人 33,900円</td> <td>75,740人 33,800円</td> <td>80,482人 33,800円</td> <td>85,385人 33,800円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>91,078人 33,800円</td> <td>97,035人 33,800円</td> <td>103,531人 33,670円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>障害児福祉手当</td> <td>59,889人 14,430円</td> <td>60,728人 14,430円</td> <td>61,993人 14,380円</td> <td>63,288人 14,380円</td> <td>63,994人 14,380円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>64,989人 14,380円</td> <td>64,682人 14,380円</td> <td>64,094人 14,330円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>特別障害者手当</td> <td>105,928人 26,520円</td> <td>105,647人 26,520円</td> <td>107,311人 26,440円</td> <td>108,993人 26,440円</td> <td>111,234人 26,440円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>114,568人 26,440円</td> <td>114,328人 26,440円</td> <td>115,407人 26,340円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>経過的福祉手当</td> <td>14,176人 14,430円</td> <td>12,323人 14,430円</td> <td>11,063人 14,380円</td> <td>9,966人 14,380円</td> <td>8,946人 14,380円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>8,093人 14,380円</td> <td>7,165人 14,380円</td> <td>6,411人 14,330円</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>平成22年度末現在の受給者数は、東日本大震災の影響により、特別児童扶養手当は福島県、それ以外の手当は岩手県、宮城県を除いて集計した人数である。 平成23年度末現在の受給者数は、東日本大震災の影響により、特別児童扶養手当は福島県、それ以外の手当は宮城県、福島県を除いて集計した人数である。</p> <p>平成16年6月に成立した「国民年金法等の一部を改正する法律」により、障害基礎年金と老齢厚生年金の併給が可能となり、障害を持ちながら働いたことが年金制度において評価される仕組みに改正（平成18年4月施行）。</p>		（平成16年度末現在）	（平成17年度末現在）	（平成18年度末現在）	（平成19年度末現在）	（平成20年度末現在）		（平成21年度末現在）	（平成22年度末現在）	（平成23年度末現在）			1級	646,343人 82,758円	650,817人 82,758円	670,235人 82,508円	676,663人 82,508円	683,505人 82,508円		688,904人 82,508円	693,445人 82,508円	694,910人 82,175円			2級	723,807人 66,208円	754,546人 66,208円	803,517人 66,008円	834,914人 66,008円	867,694人 66,008円		900,931人 66,008円	939,341人 66,008円	971,410人 65,741円				（平成16年度末現在）	（平成17年度末現在）	（平成18年度末現在）	（平成19年度末現在）	（平成20年度末現在）		（平成21年度末現在）	（平成22年度末現在）	（平成23年度末現在）			特別児童扶養手当 1級	97,194人 50,900円	97,032人 50,900円	98,401人 50,750円	99,362人 50,750円	100,108人 50,750円		100,503人 50,750円	101,203人 50,750円	101,140人 50,550円			2級	69,642人 33,900円	71,787人 33,900円	75,740人 33,800円	80,482人 33,800円	85,385人 33,800円		91,078人 33,800円	97,035人 33,800円	103,531人 33,670円			障害児福祉手当	59,889人 14,430円	60,728人 14,430円	61,993人 14,380円	63,288人 14,380円	63,994人 14,380円		64,989人 14,380円	64,682人 14,380円	64,094人 14,330円			特別障害者手当	105,928人 26,520円	105,647人 26,520円	107,311人 26,440円	108,993人 26,440円	111,234人 26,440円		114,568人 26,440円	114,328人 26,440円	115,407人 26,340円			経過的福祉手当	14,176人 14,430円	12,323人 14,430円	11,063人 14,380円	9,966人 14,380円	8,946人 14,380円		8,093人 14,380円	7,165人 14,380円	6,411人 14,330円		
	（平成16年度末現在）	（平成17年度末現在）	（平成18年度末現在）	（平成19年度末現在）	（平成20年度末現在）																																																																																																										
	（平成21年度末現在）	（平成22年度末現在）	（平成23年度末現在）																																																																																																												
1級	646,343人 82,758円	650,817人 82,758円	670,235人 82,508円	676,663人 82,508円	683,505人 82,508円																																																																																																										
	688,904人 82,508円	693,445人 82,508円	694,910人 82,175円																																																																																																												
2級	723,807人 66,208円	754,546人 66,208円	803,517人 66,008円	834,914人 66,008円	867,694人 66,008円																																																																																																										
	900,931人 66,008円	939,341人 66,008円	971,410人 65,741円																																																																																																												
	（平成16年度末現在）	（平成17年度末現在）	（平成18年度末現在）	（平成19年度末現在）	（平成20年度末現在）																																																																																																										
	（平成21年度末現在）	（平成22年度末現在）	（平成23年度末現在）																																																																																																												
特別児童扶養手当 1級	97,194人 50,900円	97,032人 50,900円	98,401人 50,750円	99,362人 50,750円	100,108人 50,750円																																																																																																										
	100,503人 50,750円	101,203人 50,750円	101,140人 50,550円																																																																																																												
2級	69,642人 33,900円	71,787人 33,900円	75,740人 33,800円	80,482人 33,800円	85,385人 33,800円																																																																																																										
	91,078人 33,800円	97,035人 33,800円	103,531人 33,670円																																																																																																												
障害児福祉手当	59,889人 14,430円	60,728人 14,430円	61,993人 14,380円	63,288人 14,380円	63,994人 14,380円																																																																																																										
	64,989人 14,380円	64,682人 14,380円	64,094人 14,330円																																																																																																												
特別障害者手当	105,928人 26,520円	105,647人 26,520円	107,311人 26,440円	108,993人 26,440円	111,234人 26,440円																																																																																																										
	114,568人 26,440円	114,328人 26,440円	115,407人 26,340円																																																																																																												
経過的福祉手当	14,176人 14,430円	12,323人 14,430円	11,063人 14,380円	9,966人 14,380円	8,946人 14,380円																																																																																																										
	8,093人 14,380円	7,165人 14,380円	6,411人 14,330円																																																																																																												
	<p>36 年金を受給していない障害者の所得保障については、拠出制の年金制度をはじめとする既存制度との整合性などの問題に留意しつつ福祉的観点からの措置で対応することを含め、幅広い観点から検討する。</p>	厚生労働省	<p>平成16年12月に議員立法により「特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律」が成立、平成17年4月より施行。</p>																																																																																																												

分野別施策		関係省庁	推進状況																				
	<p>37 障害年金など個人の財産については、障害者が成年後見制度等を利用して適切に管理できるよう支援する。</p>	<p>法務省</p> <p>厚生労働省</p>	<p>国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情にかんがみ、障害基礎年金等を受給していない障害者に対する特別な福祉的措置を講じる観点から特別障害者給付金を支給し、障害者の福祉の向上を図ることが目的。支給対象は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成3年度前の国民年金任意加入対象であった学生 ・昭和61年度前の国民年金任意加入対象であった被用者の配偶者 <p>であって、任意加入していなかった者のうち、当該任意加入期間内初診日があり、現在、障害基礎年金1級、2級相当の障害に該当する者として認定を受けた者。費用は全額国庫負担。</p> <p>日本国籍を有していなかったため障害基礎年金の受給権を有していない障害者その他の障害を支給事由とする年金たる給付金を受けられない特定障害者以外の障害者に対する福祉的措置については、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情を踏まえ、障害者の福祉に関する施策との整合性等について十分留意しつつ、今後検討。</p> <p>・特別障害給付金（月額）（平成18年度末現在）（平成19年度末現在）（平成20年度末現在）（平成21年度末現在）（平成22年度末現在）（平成23年度末現在）</p> <table border="1"> <tr> <td>1級</td> <td>49,850円</td> <td>50,000円</td> <td>50,000円</td> <td>50,700円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>50,000円</td> <td>49,650円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2級</td> <td>39,880円</td> <td>40,000円</td> <td>40,000円</td> <td>40,560円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>40,000円</td> <td>39,720円</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>成年後見制度等に関するパンフレットを作成して関係団体等に配布するとともに、法務省のホームページに成年後見制度等に関するQ&Aを掲載することにより、成年後見制度等を周知。</p> <p>成年後見登記制度において、平成17年1月31日から全国の法務局・地方法務局の本局において登記事項証明書の交付開始。（平成16年度～）</p> <p>日本司法支援センターのホームページに成年後見に関するFAQ（よくある質問と回答）を掲載して成年後見制度等を紹介。</p> <p>都道府県・指定都市社会福祉協議会及び基幹的な市区町村社会福祉協議会等では、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が十分でない方々の自立を支援するため、日常生活自立支援事業において、福祉サービスの利用に伴う預金の払い戻しや預け入れの手続等、利用者の日常的な金銭管理に関する援助を実施。</p>	1級	49,850円	50,000円	50,000円	50,700円		50,000円	49,650円			2級	39,880円	40,000円	40,000円	40,560円		40,000円	39,720円		
1級	49,850円	50,000円	50,000円	50,700円																			
	50,000円	49,650円																					
2級	39,880円	40,000円	40,000円	40,560円																			
	40,000円	39,720円																					
<p>施設サービスの再構築</p> <p>ア 施設等から地域生活への移行の推進</p>	<p>38 障害者本人の意向を尊重し、入所（院）者の地域生活への移行を促進するため、地域での生活を念頭に置いた社会生活技能を高めるための援助技術の確立などを検討する。</p>	<p>厚生労働省</p>	<p>施設に入所する障害者の地域移行を促進し、障害者の地域生活を支援するため、サービス利用援助、住居や活動の場の確保に関する支援を行う「障害者地域生活推進特別モデル事業」を実施。（平成18年9月まで）</p> <p>精神障害者の地域生活への移行の促進については、「精神障害者の地域生活支援の在り方に関する検討会」において検討し、平成16年8月に報告書を取りまとめ。</p> <p>国立障害者リハビリテーションセンターにおいて、社会生活技術訓練プロジェクトを策定し、社会参加推進を目的とした訓練を行い、修了後の事後調査（訪問・電話調査等）と生活面の助言指導を実施。（平成16年度まで）</p>																				

分野別施策	関係省庁	推進状況
<p>39 「障害者は施設」という認識を改めるため、保護者、関係者及び市民の地域福祉への理解を促進する。</p> <p>40 授産施設等における活動から一般就労への移行を推進するため、施設外授産の活用や関係機関と連携した職場適応援助者（ジョブコーチ）事業の利用を推進する。</p>	<p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p>	<p>障害者の地域移行をさらに進める観点から、グループホーム、ケアホームを利用している障害者に対して、居住に要する費用を助成。（平成23年10月～）</p> <p>「障害者（児）の地域生活支援の在り方に関する検討会」において、地域生活支援の充実を図るための方策を検討。（平成16年度まで）</p> <p>精神疾患及び精神に障害のある人に対する正しい理解の促進を図るため、「心の健康問題の正しい理解のための普及啓発検討会」を開催。平成16年3月には国民各層が精神疾患を正しく理解し、新しい一歩を踏み出すための指針である「こころのバリアフリー宣言」を策定。</p> <p>精神障害者の地域生活への移行の促進については、「精神障害者の地域生活支援の在り方に関する検討会」において検討し、平成16年8月に報告書を取りまとめ。</p> <p>職場適応援助者（ジョブコーチ）事業については、高齢・障害・求職者雇用支援機構地域障害者職業センターにおいて社会福祉法人等242の協力機関と連携して事業を実施（平成17年9月末まで）。支援ニーズの増大に対応するため、平成17年の障害者の雇用の促進等に関する法律の改正により、新たに職場適応援助者助成金制度を創設し、ノウハウを有する社会福祉法人や障害者を雇用する事業主等が自らジョブコーチを配置して支援を行う場合に助成金を支給（平成17年10月～）。また、ジョブコーチの養成を進めるため、高齢・障害・求職者雇用支援機構における研修に加えノウハウを有する民間機関による研修を指定（平成23年4月1日現在、5機関の研修を指定）。</p> <p>障害者の企業等への就職の促進を図るため、「施設外授産の活用による就職促進事業」を実施（平成17年度まで）。なお、障害者自立支援法の施行により「施設外授産」を「施設外就労」と見直し、平成21年度より加算として評価することで取り組みを促進している。</p>
<p>イ 施設の在り方の見直し</p>	<p>41 施設体系について、施設機能の在り方を踏まえた上で抜本的に検討する。</p> <p>42 入所施設は、地域の実情を踏まえて、真に必要なものに限定する。</p> <p>43 障害者が身近なところで施設を利用できるよう、小規模通所授産施設等の通所施設や分場の整備を図るとともに、障害種別を越えて相互利用を進める。</p> <p>44 障害者施設は、各種在宅サービスを提供する在宅支援の拠点として地域の重要な資源と位置付け、その活用を図る。</p>	<p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>3 障害の一元化や施設・事業体系の再編を行い、障害者や障害児が地域において自立した生活を営むことを支援すること等を目的とした障害者自立支援法が施行（平成18年4月）。</p> <p>障害者自立支援法においては、施設に入所してサービスを受けることのできる者について、一定以上の障害程度区分であること等を条件としたところ。（平成18年10月）</p> <p>身体障害者授産施設及び知的障害者授産施設の分場方式（通所）を導入。（平成17年度まで。ただし、障害者自立支援法の経過措置により施設の存続する平成23年まで継続） なお、分場方式については、障害者自立支援法に基づく新体系において「従たる事業所」として継続。</p> <p>授産施設（通所）の相互利用の実施（身体障害者、知的障害者及び精神障害者）。（平成17年度まで。ただし、障害者自立支援法の経過措置により施設の存続する平成23年まで継続）</p> <p>3 障害の一元化や施設・事業体系の再編を行い、障害者や障害児が地域において自立した生活を営むことを支援すること等を目的とした障害者自立支援法が施行。（平成18年4月）</p> <p>3 障害の一元化や施設・事業体系の再編を行い、障害者や障害児が地域において自立した生活を営むことを支援すること等を目的とした障害者自立支援法が施行。（平成18年4月） 精神障害者短期入所事業（ショートステイ）を実施（平成17年度まで）。</p>

分野別施策		関係省庁	推進状況																								
	<p>45 障害の重度化・重複化、高齢化に対応する専門的ケア方法の確立について検討する。</p> <p>46 高次脳機能障害、強度行動障害等への対応の在り方を検討する。</p> <p>47 入所者の生活の質の向上を図る観点から、施設の一層の小規模化・個室化を図る。</p>	<p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p>	<p>3 障害の一元化や施設・事業体系の再編を行い、障害者や障害児が地域において自立した生活を営むことを支援すること等を目的とした障害者自立支援法が施行。(平成18年4月)</p> <p>日常生活に困難を生じている強度行動障害児(者)に適切な指導・訓練を行い、行動障害の軽減を図るため重度障害者支援加算()及び強度行動障害児(者)特別支援加算を実施。</p> <p>平成13年度から平成17年度まで高次脳機能障害への具体的な支援方策を検討すべく、モデル地方自治体及び国立障害者リハビリテーションセンターにおいて「高次脳機能障害支援モデル事業」を実施し、高次脳機能障害者に対する「診断基準」、「標準的訓練プログラム」及び「支援コーディネートマニュアル」を作成。</p> <p>これを受けて平成18年度以降は高次脳機能障害者に対する「診断基準」、「標準的支援プログラム」及び「支援コーディネート マニュアル」を普及させ、都道府県ごとに支援拠点機関を中心とした地域支援ネットワークの構築を推進するため、「高次脳機能障害者支援普及事業」を実施し、平成23年度には全国47都道府県に支援拠点機関が配置された。</p> <table border="0"> <tr> <td></td> <td>(平成20年度)</td> <td>(平成21年度)</td> <td>(平成22年度)</td> </tr> <tr> <td>支援拠点機関設置箇所数</td> <td>42都道府県 54箇所</td> <td>43都道府県 60箇所</td> <td>46都道府県 64箇所</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(平成23年度)</td> <td colspan="2">47都道府県 70箇所</td> </tr> </table> <p>入所施設の小型化を推進するため、社会福祉施設等施設整備費において住居の場であるグループホーム等の整備に対し補助を実施するとともに、地域生活への移行や定着を図った場合において地域移行加算の実施や障害者自立支援対策臨時特例交付金で助成。</p> <p>社会福祉施設等施設整備費において、個室化の整備を行った入所施設に対して補助を実施。</p>		(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	支援拠点機関設置箇所数	42都道府県 54箇所	43都道府県 60箇所	46都道府県 64箇所		(平成23年度)	47都道府県 70箇所													
	(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)																								
支援拠点機関設置箇所数	42都道府県 54箇所	43都道府県 60箇所	46都道府県 64箇所																								
	(平成23年度)	47都道府県 70箇所																									
<p>スポーツ、文化芸術活動の振興</p>	<p>48 障害者自身が多様なスポーツ、文化芸術に親しみやすい環境を整備するという観点から、障害者の利用しやすい施設・設備の整備の促進及び指導員等の確保を図る。</p>	<p>文部科学省</p> <p>厚生労働省</p>	<p>各スポーツ団体が実施するスポーツ指導者養成事業の認定(平成17年度まで)。</p> <p>文部科学省において告示を定め、博物館において障害者等の利用の促進を図るため必要な施設及び設備を備えるよう促しており、各博物館や美術館においてはそれぞれエレベーターやトイレ、駐車場、スロープ・段差解消機等の整備、車椅子の配備などを実施。</p> <p>また、「誰にでも優しい博物館づくり事業」を実施し、博物館が年齢や障害の有無に関わらず、すべての人にとって利用しやすい施設となるよう、先進事例やチェックリスト等をまとめた調査研究報告書を作成し普及啓発を実施。(平成18年度まで)</p> <p>都道府県等が実施する障害者スポーツ指導員養成事業に対し、「地域生活支援事業」において予算補助を実施。</p> <p>(公財)日本障害者スポーツ協会が行う障害者スポーツ指導員養成事業に対し、「社会福祉振興助成事業」より助成。</p> <p>障害者スポーツ指導員の認定</p> <table border="0"> <tr> <td></td> <td>(平成15年12月現在)</td> <td>(平成16年12月現在)</td> <td>(平成17年12月現在)</td> <td>(平成18年12月現在)</td> <td>(平成19年12月現在)</td> </tr> <tr> <td>人数</td> <td>20,085人</td> <td>20,589人</td> <td>22,054人</td> <td>22,838人</td> <td>22,812人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(平成20年12月現在)</td> <td>(平成21年12月現在)</td> <td>(平成22年度12月現在)</td> <td>(平成23年度12月現在)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>22,190人</td> <td>21,755人</td> <td>21,713人</td> <td>21,924人</td> <td></td> </tr> </table>		(平成15年12月現在)	(平成16年12月現在)	(平成17年12月現在)	(平成18年12月現在)	(平成19年12月現在)	人数	20,085人	20,589人	22,054人	22,838人	22,812人		(平成20年12月現在)	(平成21年12月現在)	(平成22年度12月現在)	(平成23年度12月現在)			22,190人	21,755人	21,713人	21,924人	
	(平成15年12月現在)	(平成16年12月現在)	(平成17年12月現在)	(平成18年12月現在)	(平成19年12月現在)																						
人数	20,085人	20,589人	22,054人	22,838人	22,812人																						
	(平成20年12月現在)	(平成21年12月現在)	(平成22年度12月現在)	(平成23年度12月現在)																							
	22,190人	21,755人	21,713人	21,924人																							

分野別施策	関係省庁	推進状況								
49 文化芸術活動の公演・展示等において、字幕や音声ガイドによる案内サービス、利用料や入館料の軽減などの様々な工夫や配慮等を促進する。	文部科学省	<p>バリアフリーのまちづくり活動事業によって、障害者の利用しやすい施設・設備の整備を促進（平成18年3月まで）。</p> <table border="1" data-bbox="1513 283 2315 367"> <thead> <tr> <th></th> <th>（平成15年度）</th> <th>（平成16年度）</th> <th>（平成17年度）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>箇所数</td> <td>20か所</td> <td>9か所</td> <td>9か所</td> </tr> </tbody> </table> <p>文化庁が支援する団体が主催する公演において、障害者が公演を鑑賞しやすい場を提供。</p> <p>(1) 独立行政法人日本芸術文化振興会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者割引の導入や字幕表示など、障害者が公演を鑑賞しやすい場を提供。 ・ 客席内・レストランなどで盲導犬などの身体障害者補助犬を伴う利用が可能。 <p>(2) 独立行政法人国立文化財機構</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平常展・特別展における障害者及び介護者1名の入場料無料。 ・ 展示室・レストランなどで盲導犬などの身体障害者補助犬を伴う利用が可能。 ・ エレベーターやトイレ、駐車場、スロープ・段差解消機等の整備、車椅子の配備 ・ 点字による案内パンフレットを配布。（東京国立博物館） ・ ボランティアを対象とする車椅子研修（年1回）の実施。（東京国立博物館）（平成22年度まで） ・ 障害者のための観覧日の設置。（東京国立博物館、九州国立博物館） ・ オストメイト対応トイレを設置。（東京国立博物館、九州国立博物館（平成21年度～） ・ 手話通訳つきガイドツアー（たてもの散歩・月1回ほか）を実施。（東京国立博物館） ・ 視覚障害者用誘導ブロック設置（九州国立博物館）（平成17年度～） ・ 生涯学習ボランティアのなかにバリアフリー班を組織し、障害者等への対応研修（車椅子研修、視覚障害者・聴覚障害者研究等）を開始（東京国立博物館）（平成22年度～） ・ 視覚障害者対応のため筆談用ボードの使用を開始（東京国立博物館、九州国立博物館）（平成22年度～） ・ バリアフリー情報をまとめたバリアフリーマップを作成し、ホームページでの掲載を開始（東京国立博物館）（平成22年度～） ・ 視覚障害者への研究員・ボランティア等による展示解説・館内案内・体験用資料を活用した展示観覧支援の実施（九州国立博物館）（平成22年度～） ・ 聴覚障害者対応のための土日を中心とした手話通話ボランティアの館内活動（九州国立博物館）（平成22年度～） ・ ボランティアによる車椅子等の利用者へのサポート（九州国立博物館）（平成22年度～） ・ 3次元プリンターの出力による文化財の複製品を用いた、触れることにより視覚障害者の作品の理解を助けるハンズオンのプログラムづくり（九州国立博物館）（平成22年度～） ・ 盲学校のためのスクールプログラムの実施。（東京国立博物館）（平成23年度～） <p>(3) 独立行政法人国立美術館</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 所蔵作品展・企画展・上映会（一部共催を除く）における障害者及び介護者（原則1名）の入場料無料。 ・ 展示室・レストランなどで盲導犬などの身体障害者補助犬を伴う利用が可能。 ・ 民間企業と連携し障害者のための鑑賞プログラムを実施。（東京国立近代美術館、国立西洋美術館） ・ ホームページに視覚障害者向け音声案内機能を整備。（国立西洋美術館） ・ 講堂に磁気ループ（誘導コイル）システムを設置し、対応補助器の使用が可能。（国立新美術館） ・ 聴覚障害者のための筆談機の使用を開始（京都国立近代美術館）（平成23年度～） ・ オストメイト対応トイレを設置。 		（平成15年度）	（平成16年度）	（平成17年度）	箇所数	20か所	9か所	9か所
	（平成15年度）	（平成16年度）	（平成17年度）							
箇所数	20か所	9か所	9か所							

分野別施策	関係省庁	推進状況																							
福祉用具の研究開発・普及促進と利用支援	<p>50 全国障害者スポーツ大会や障害者芸術・文化祭の充実に努めるとともに、民間団体等が行う各種のスポーツ関連行事や文化・芸術関連行事を積極的に支援する。</p>	<p>文部科学省 (4) 芸術水準の向上に資すると認められる舞台芸術や日本映画の製作活動などに対する支援事業において、団体等からの申請に応じ、字幕作成にかかる経費等を助成対象に含めている。</p> <p>民間団体等が行う各種障害者スポーツ関連行事を後援。</p> <p>高校生の文化の祭典である「全国高等学校総合文化祭」において、総合開会式で手話を導入し、また、特別支援学校の生徒作品の展示会、ワークショップや生徒が出演するコンサートを開催するなど、障害のある高校生にも広く参加できる環境を整備。</p> <p>厚生労働省 「君の一生けんめいに会いたい」をスローガンとして、山口県において第11回全国障害者スポーツ大会を開催。(平成23年10月22日～24日)</p> <p>平成22年度に開催された競技会(「ジャパンパラリンピック」など)等に対し、「社会福祉振興助成事業」より助成。</p> <p>「障害者の文化活動の輪を広げる」及び「障害者アーティストを育てる」を大会コンセプトとして、埼玉県において、第11回全国障害者芸術・文化祭を開催。(平成23年4月9日～12月18日)</p>																							
	<p>51 (財) 日本障害者スポーツ協会を中心として障害者スポーツの振興を進める。特に、身体障害者や知的障害者に比べて普及が遅れている精神障害者のスポーツについて、振興に取り組む。</p>	<p>文部科学省 厚生労働省と「障害者スポーツ施策連携協議会」を開催。</p> <p>(公財) 日本障害者スポーツ協会等と共催で生涯スポーツ全国会議を開催。</p> <p>厚生労働省 第11回全国障害者スポーツ大会(山口県)では、精神障害者競技としてバレーボールを実施。なお、精神障害者バレーボールは、平成20年第8回大分大会より正式競技として実施。</p>																							
	<p>52 福祉用具に関する情報の提供や相談窓口の整備を推進する。特に、専門的な相談に対応していくため、情報提供機関や相談機関のネットワーク体制の構築を図る。</p>	<p>厚生労働省 TAIS(福祉用具を身体状況に合わせて適正に選択するために、用具の仕様、構造、性能等の情報を全国の製造事業者や輸入事業者から情報収集・データベース化し、多様な媒体を通じて情報発信するシステム)を運用。</p> <p>「義肢装具等完成用部品情報提供システム」(義肢装具等完成用部品を利用者の状態像や使用環境等に適合した、適切な完成用部品の処方や選定・給付に資するため、当該部品の対象、構造や作用、効果や材質、適応範囲、調整方法等に関する情報を国内の製造事業者や輸入事業者から情報収集・データベース化し、情報発信するシステム)を運用。</p>																							
	<p>53 福祉用具の相談等に従事する専門職員の資質向上のため、研修の充実を図る。</p> <p>54 国立身体障害者リハビリテーションセンター()、NEDO(新エネルギー・産業技術総合開発機構)における福祉用具開発のための先進的研究を推進するとともに、研究機関、大学、企業等の連携により、福祉用具の開発等を進める。</p> <p>(平成20年10月から「国立障害者リハビリテーションセンター」)</p>	<p>厚生労働省 国立障害者リハビリテーションセンターにおいて、福祉機器専門職員研修会を実施。</p> <p>文部科学省 科学技術振興機構の「独創的シーズ展開事業」における委託開発、大学発ベンチャー創出推進、及び「産学共同シーズイノベーション化事業」により、医療福祉機器の研究開発を実施。平成23年度からは科学技術振興機構「研究成果展開事業」のもとで実施。</p> <p>【「独創的シーズ展開事業」における委託開発】</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>(平成15年度)</td> <td>(平成16年度)</td> <td>(平成17年度)</td> <td>(平成18年度)</td> <td>(平成19年度)</td> </tr> <tr> <td>事業数</td> <td>5課題</td> <td>4課題</td> <td>3課題</td> <td>1課題</td> <td>1課題</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(平成20年度)</td> <td>(平成21年度)</td> <td>(平成22年度)</td> <td>(平成23年度)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>1課題</td> <td>1課題</td> <td>1課題</td> <td>1課題</td> <td></td> </tr> </table>		(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)	事業数	5課題	4課題	3課題	1課題	1課題		(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)			1課題	1課題	1課題	1課題
	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)																				
事業数	5課題	4課題	3課題	1課題	1課題																				
	(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)																					
	1課題	1課題	1課題	1課題																					

分野別施策		関係省庁	推進状況																																																								
	55 研究成果の安全かつ適切な普及を図るために、積極的に標準化を進めるとともに、国際規格提案を行う。	厚生労働省 経済産業省 経済産業省	<p>【「独創的シーズ展開事業」における大学発ベンチャー創出推進】（平成19年度に1課題実施）</p> <p>【産学共同シーズイノベーション化事業】（平成19、20年度に1課題実施）</p> <p>（公財）テクノエイド協会において、福祉機器に関して標準化等の研究を実施し、開発・普及を促進。</p> <p>国立障害者リハビリテーションセンターにおいて、障害者の自立と社会参加を目指し、移動支援機器、情報支援機器、認知機能支援機器、先端福祉機器の研究開発を実施。</p> <p>平成23年度は、福祉機器の臨床評価研究に重点を置き、直進制御を向上した電動車いす、移動・移乗自立支援装置、認知症者への情報支援装置に関する研究を実施。</p> <p>優れた技術や創意工夫のある福祉用具の実用化を行う民間企業に対し、NEDOを通じて広く公募を行い、研究開発費の補助を実施。制度発足以来平成23年度末までに195件のテーマを採択。</p> <p>「高齢者・障害者への配慮に係る標準化の進め方について（提言書）」にそって、研究開発を進めるに当たり、標準化すべき事項の洗い出しを並行して実施。（平成15年度まで）</p> <p>JIS Z8071（高齢者及び障害のある人々のニーズに対応した規格作成配慮指針）として、平成15年6月に制定。（平成15年度まで）</p>																																																								
サービスの質の向上	56 質の高いサービスを確保する観点から、「障害者・児施設のサービス共通評価基準」等を活用し、自己評価を更に進めるとともに、第三者評価機関等による客観的なサービス評価の実施も検討する。	厚生労働省	平成16年5月に「障害者・児施設のサービス共通評価基準」等を統合し、福祉サービスに共通の「福祉サービス第三者評価基準ガイドライン」を作成。平成16年度末には「第三者評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判定基準に関するガイドライン」（障害者・児版）等を作成。																																																								
	57 サービスに関する苦情に対応するため、事業者や都道府県社会福祉協議会が設けている苦情解決体制の積極的な周知を図り、円滑な利用を支援する。	厚生労働省	事業者段階における苦情解決体制の整備については、全国主管課長会議等において各都道府県に対し、指導・助言の徹底を依頼。また、事業者段階で設置している第三者委員を対象とした専門研修会や、都道府県社会福祉協議会に設置している運営適正化委員会の事務局員を対象とした全国会議を開催し、より効果的で適切な苦情解決を促進。																																																								
専門職種の養成・確保	58 社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士など社会福祉の専門的相談・支援、介護等に従事する者の養成を行う。	文部科学省	<p>社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士養成学校の指定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>（平成15年度）</th> <th>（平成16年度）</th> <th>（平成17年度）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会福祉士（大学）</td> <td>159校、入学定員 23,199名</td> <td>172校、入学定員 24,412名</td> <td>182校、入学定員 26,382名</td> </tr> <tr> <td>＼（短大）</td> <td>15校、入学定員 1,852名</td> <td>15校、入学定員 1,852名</td> <td>18校、入学定員 2,102名</td> </tr> <tr> <td>精神保健福祉士（大学）</td> <td>95校、入学定員 12,708名</td> <td>114校、入学定員 15,008名</td> <td>126校、入学定員 17,506名</td> </tr> <tr> <td>＼（短大）</td> <td>2校、入学定員 170名</td> <td>2校、入学定員 170名</td> <td>2校、入学定員 170名</td> </tr> <tr> <td>介護福祉士（大学）</td> <td>30校、入学定員 1,290名</td> <td>33校、入学定員 1,440名</td> <td>45校、入学定員 1,935名</td> </tr> <tr> <td>＼（短大）</td> <td>108校、入学定員 5,856名</td> <td>112校、入学定員 5,986名</td> <td>114校、入学定員 6,076名</td> </tr> <tr> <td></td> <td>（平成18年度）</td> <td>（平成19年度）</td> <td>（平成20年度）</td> </tr> <tr> <td>社会福祉士（大学）</td> <td>193校、入学定員 37,291名</td> <td>195校、入学定員 35,698名</td> <td>199校、入学定員 33,640名</td> </tr> <tr> <td>＼（短大）</td> <td>15校、入学定員 1,932名</td> <td>16校、入学定員 2,062名</td> <td>16校、入学定員 1,962名</td> </tr> <tr> <td>精神保健福祉士（大学）</td> <td>117校、入学定員 15,792名</td> <td>117校、入学定員 14,587名</td> <td>133校、入学定員 16,030名</td> </tr> <tr> <td>＼（短大）</td> <td>1校、入学定員 1名</td> <td>1校、入学定員 1名</td> <td>1校、入学定員 1名</td> </tr> <tr> <td>介護福祉士（大学）</td> <td>48校、入学定員 2,035名</td> <td>55校、入学定員 2,215名</td> <td>63校、入学定員 2,455名</td> </tr> <tr> <td>＼（短大）</td> <td>96校、入学定員 5,861名</td> <td>96校、入学定員 5,626名</td> <td>97校、入学定員 5,596名</td> </tr> </tbody> </table>		（平成15年度）	（平成16年度）	（平成17年度）	社会福祉士（大学）	159校、入学定員 23,199名	172校、入学定員 24,412名	182校、入学定員 26,382名	＼（短大）	15校、入学定員 1,852名	15校、入学定員 1,852名	18校、入学定員 2,102名	精神保健福祉士（大学）	95校、入学定員 12,708名	114校、入学定員 15,008名	126校、入学定員 17,506名	＼（短大）	2校、入学定員 170名	2校、入学定員 170名	2校、入学定員 170名	介護福祉士（大学）	30校、入学定員 1,290名	33校、入学定員 1,440名	45校、入学定員 1,935名	＼（短大）	108校、入学定員 5,856名	112校、入学定員 5,986名	114校、入学定員 6,076名		（平成18年度）	（平成19年度）	（平成20年度）	社会福祉士（大学）	193校、入学定員 37,291名	195校、入学定員 35,698名	199校、入学定員 33,640名	＼（短大）	15校、入学定員 1,932名	16校、入学定員 2,062名	16校、入学定員 1,962名	精神保健福祉士（大学）	117校、入学定員 15,792名	117校、入学定員 14,587名	133校、入学定員 16,030名	＼（短大）	1校、入学定員 1名	1校、入学定員 1名	1校、入学定員 1名	介護福祉士（大学）	48校、入学定員 2,035名	55校、入学定員 2,215名	63校、入学定員 2,455名	＼（短大）	96校、入学定員 5,861名	96校、入学定員 5,626名	97校、入学定員 5,596名
	（平成15年度）	（平成16年度）	（平成17年度）																																																								
社会福祉士（大学）	159校、入学定員 23,199名	172校、入学定員 24,412名	182校、入学定員 26,382名																																																								
＼（短大）	15校、入学定員 1,852名	15校、入学定員 1,852名	18校、入学定員 2,102名																																																								
精神保健福祉士（大学）	95校、入学定員 12,708名	114校、入学定員 15,008名	126校、入学定員 17,506名																																																								
＼（短大）	2校、入学定員 170名	2校、入学定員 170名	2校、入学定員 170名																																																								
介護福祉士（大学）	30校、入学定員 1,290名	33校、入学定員 1,440名	45校、入学定員 1,935名																																																								
＼（短大）	108校、入学定員 5,856名	112校、入学定員 5,986名	114校、入学定員 6,076名																																																								
	（平成18年度）	（平成19年度）	（平成20年度）																																																								
社会福祉士（大学）	193校、入学定員 37,291名	195校、入学定員 35,698名	199校、入学定員 33,640名																																																								
＼（短大）	15校、入学定員 1,932名	16校、入学定員 2,062名	16校、入学定員 1,962名																																																								
精神保健福祉士（大学）	117校、入学定員 15,792名	117校、入学定員 14,587名	133校、入学定員 16,030名																																																								
＼（短大）	1校、入学定員 1名	1校、入学定員 1名	1校、入学定員 1名																																																								
介護福祉士（大学）	48校、入学定員 2,035名	55校、入学定員 2,215名	63校、入学定員 2,455名																																																								
＼（短大）	96校、入学定員 5,861名	96校、入学定員 5,626名	97校、入学定員 5,596名																																																								

分野別施策	関係省庁	推 進 状 況																																																																																															
59 理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士などリハビリテーションに従事する者、ホームヘルパー等の質的・量的充実を図る。	厚生労働省	<p>社会福祉士等の資格登録</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(平成15年度)</th> <th>(平成16年度)</th> <th>(平成17年度)</th> <th>(平成18年度)</th> <th>(平成19年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>(平成20年度)</td> <td>(平成21年度)</td> <td>(平成22年度)</td> <td>(平成23年度)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>社会福祉士</td> <td>48,736人</td> <td>59,292人</td> <td>71,326人</td> <td>83,425人</td> <td>95,590人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>109,233人</td> <td>129,050人</td> <td>138,694人</td> <td>154,010人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>精神保健福祉士</td> <td>18,321人</td> <td>21,911人</td> <td>25,950人</td> <td>30,326人</td> <td>34,768人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>39,131人</td> <td>46,002人</td> <td>49,545人</td> <td>55,394人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>介護福祉士</td> <td>368,716人</td> <td>427,573人</td> <td>486,297人</td> <td>564,806人</td> <td>655,796人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>742,931人</td> <td>821,827人</td> <td>910,238人</td> <td>998,497人</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)		(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)		社会福祉士	48,736人	59,292人	71,326人	83,425人	95,590人		109,233人	129,050人	138,694人	154,010人		精神保健福祉士	18,321人	21,911人	25,950人	30,326人	34,768人		39,131人	46,002人	49,545人	55,394人		介護福祉士	368,716人	427,573人	486,297人	564,806人	655,796人		742,931人	821,827人	910,238人	998,497人																																																
		(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)																																																																																											
		(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)																																																																																												
	社会福祉士	48,736人	59,292人	71,326人	83,425人	95,590人																																																																																											
		109,233人	129,050人	138,694人	154,010人																																																																																												
	精神保健福祉士	18,321人	21,911人	25,950人	30,326人	34,768人																																																																																											
		39,131人	46,002人	49,545人	55,394人																																																																																												
	介護福祉士	368,716人	427,573人	486,297人	564,806人	655,796人																																																																																											
		742,931人	821,827人	910,238人	998,497人																																																																																												
	文部科学省	<p>理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士養成学校の指定状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(平成15年度)</th> <th>(平成16年度)</th> <th>(平成17年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>理学療法士(大学)</td> <td>31校、入学定員 1,067名</td> <td>36校、入学定員 1,258名</td> <td>42校、入学定員 1,628名</td> </tr> <tr> <td>〃 (短大)</td> <td>6校、入学定員 160名</td> <td>4校、入学定員 120名</td> <td>2校、入学定員 40名</td> </tr> <tr> <td>作業療法士(大学)</td> <td>29校、入学定員 987名</td> <td>34校、入学定員 1,148名</td> <td>39校、入学定員 1,348名</td> </tr> <tr> <td>〃 (短大)</td> <td>3校、入学定員 80名</td> <td>1校、入学定員 40名</td> <td>-校、入学定員 -名</td> </tr> <tr> <td>視能訓練士(大学)</td> <td>4校、入学定員 130名</td> <td>6校、入学定員 270名</td> <td>6校、入学定員 270名</td> </tr> <tr> <td>〃 (短大)</td> <td>-校</td> <td>-校</td> <td>-校、入学定員 -名</td> </tr> <tr> <td>言語聴覚士(大学)</td> <td>8校、入学定員 370名</td> <td>10校、入学定員 430名</td> <td>10校、入学定員 430名</td> </tr> <tr> <td>〃 (短大専攻科)</td> <td>1校、入学定員 10名</td> <td>1校、入学定員 10名</td> <td>1校、入学定員 10名</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(平成18年度)</td> <td>(平成19年度)</td> <td>(平成20年度)</td> </tr> <tr> <td>理学療法士(大学)</td> <td>55校、入学定員 2,386名</td> <td>67校、入学定員 3,066名</td> <td>71校、入学定員 3,266名</td> </tr> <tr> <td>〃 (短大)</td> <td>2校、入学定員 70名</td> <td>3校、入学定員 110名</td> <td>4校、入学定員 150名</td> </tr> <tr> <td>作業療法士(大学)</td> <td>44校、入学定員 1,596名</td> <td>49校、入学定員 1,796名</td> <td>53校、入学定員 1,956名</td> </tr> <tr> <td>〃 (短大)</td> <td>1校、入学定員 40名</td> <td>1校、入学定員 40名</td> <td>2校、入学定員 80名</td> </tr> <tr> <td>視能訓練士(大学)</td> <td>6校、入学定員 278名</td> <td>6校、入学定員 278名</td> <td>7校、入学定員 318名</td> </tr> <tr> <td>〃 (短大)</td> <td>-校、入学定員 -名</td> <td>-校、入学定員 -名</td> <td>-校、入学定員 -名</td> </tr> <tr> <td>言語聴覚士(大学)</td> <td>13校、入学定員 538名</td> <td>14校、入学定員 578名</td> <td>15校、入学定員 618名</td> </tr> <tr> <td>〃 (短大専攻科)</td> <td>2校、入学定員 50名</td> <td>2校、入学定員 50名</td> <td>2校、入学定員 50名</td> </tr> </tbody> </table> <p>理学療法科教育の改善充実を図るため、特別支援学校理学療法科担当教員講習会を実施。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(平成16年度)</th> <th>(平成17年度)</th> <th>(平成18年度)</th> <th>(平成19年度)</th> <th>(平成20年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>参加者数</td> <td>23人</td> <td>10人</td> <td>9人</td> <td>9人</td> <td>9人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(平成21年度)</td> <td>(平成22年度)</td> <td>(平成23年度)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>8人</td> <td>9人</td> <td>14人</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>教育職員免許法上の「自立教科等の免許状」として、「特別支援学校自立教科教諭免許状(理学療法)」(平成18年度までは「盲学校特殊教科(理学療法)教諭の免許状」)を創設。 (平成16年7月～)</p>		(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	理学療法士(大学)	31校、入学定員 1,067名	36校、入学定員 1,258名	42校、入学定員 1,628名	〃 (短大)	6校、入学定員 160名	4校、入学定員 120名	2校、入学定員 40名	作業療法士(大学)	29校、入学定員 987名	34校、入学定員 1,148名	39校、入学定員 1,348名	〃 (短大)	3校、入学定員 80名	1校、入学定員 40名	-校、入学定員 -名	視能訓練士(大学)	4校、入学定員 130名	6校、入学定員 270名	6校、入学定員 270名	〃 (短大)	-校	-校	-校、入学定員 -名	言語聴覚士(大学)	8校、入学定員 370名	10校、入学定員 430名	10校、入学定員 430名	〃 (短大専攻科)	1校、入学定員 10名	1校、入学定員 10名	1校、入学定員 10名		(平成18年度)	(平成19年度)	(平成20年度)	理学療法士(大学)	55校、入学定員 2,386名	67校、入学定員 3,066名	71校、入学定員 3,266名	〃 (短大)	2校、入学定員 70名	3校、入学定員 110名	4校、入学定員 150名	作業療法士(大学)	44校、入学定員 1,596名	49校、入学定員 1,796名	53校、入学定員 1,956名	〃 (短大)	1校、入学定員 40名	1校、入学定員 40名	2校、入学定員 80名	視能訓練士(大学)	6校、入学定員 278名	6校、入学定員 278名	7校、入学定員 318名	〃 (短大)	-校、入学定員 -名	-校、入学定員 -名	-校、入学定員 -名	言語聴覚士(大学)	13校、入学定員 538名	14校、入学定員 578名	15校、入学定員 618名	〃 (短大専攻科)	2校、入学定員 50名	2校、入学定員 50名	2校、入学定員 50名		(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)	(平成20年度)	参加者数	23人	10人	9人	9人	9人		(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)				8人	9人	14人	
	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)																																																																																														
理学療法士(大学)	31校、入学定員 1,067名	36校、入学定員 1,258名	42校、入学定員 1,628名																																																																																														
〃 (短大)	6校、入学定員 160名	4校、入学定員 120名	2校、入学定員 40名																																																																																														
作業療法士(大学)	29校、入学定員 987名	34校、入学定員 1,148名	39校、入学定員 1,348名																																																																																														
〃 (短大)	3校、入学定員 80名	1校、入学定員 40名	-校、入学定員 -名																																																																																														
視能訓練士(大学)	4校、入学定員 130名	6校、入学定員 270名	6校、入学定員 270名																																																																																														
〃 (短大)	-校	-校	-校、入学定員 -名																																																																																														
言語聴覚士(大学)	8校、入学定員 370名	10校、入学定員 430名	10校、入学定員 430名																																																																																														
〃 (短大専攻科)	1校、入学定員 10名	1校、入学定員 10名	1校、入学定員 10名																																																																																														
	(平成18年度)	(平成19年度)	(平成20年度)																																																																																														
理学療法士(大学)	55校、入学定員 2,386名	67校、入学定員 3,066名	71校、入学定員 3,266名																																																																																														
〃 (短大)	2校、入学定員 70名	3校、入学定員 110名	4校、入学定員 150名																																																																																														
作業療法士(大学)	44校、入学定員 1,596名	49校、入学定員 1,796名	53校、入学定員 1,956名																																																																																														
〃 (短大)	1校、入学定員 40名	1校、入学定員 40名	2校、入学定員 80名																																																																																														
視能訓練士(大学)	6校、入学定員 278名	6校、入学定員 278名	7校、入学定員 318名																																																																																														
〃 (短大)	-校、入学定員 -名	-校、入学定員 -名	-校、入学定員 -名																																																																																														
言語聴覚士(大学)	13校、入学定員 538名	14校、入学定員 578名	15校、入学定員 618名																																																																																														
〃 (短大専攻科)	2校、入学定員 50名	2校、入学定員 50名	2校、入学定員 50名																																																																																														
	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)	(平成20年度)																																																																																												
参加者数	23人	10人	9人	9人	9人																																																																																												
	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)																																																																																														
	8人	9人	14人																																																																																														
厚生労働省	<p>国立障害者リハビリテーションセンターにおける養成状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(平成15年度)</th> <th>(平成16年度)</th> <th>(平成17年度)</th> <th>(平成18年度)</th> <th>(平成19年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・入学定員</td> <td></td> <td>(平成20年度)</td> <td>(平成21年度)</td> <td>(平成22年度)</td> <td>(平成23年度)</td> </tr> <tr> <td>言語聴覚士</td> <td></td> <td>30人</td> <td>30人</td> <td>30人</td> <td>30人</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>30人</td> <td>30人</td> <td>30人</td> <td>30人</td> </tr> </tbody> </table>		(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)	・入学定員		(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)	言語聴覚士		30人	30人	30人	30人			30人	30人	30人	30人																																																																								
	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)																																																																																												
・入学定員		(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)																																																																																												
言語聴覚士		30人	30人	30人	30人																																																																																												
		30人	30人	30人	30人																																																																																												

分野別施策		関係省庁	推 進 状 況																																																																														
	60 障害に係る専門的な研究を行うとともに障害保健福祉に従事する職員を養成・研修するため、国立専門機関等を更に積極的に活用する。	厚生労働省	<table border="0"> <tr> <td>義肢装具士</td> <td>10人</td> <td>10人</td> <td>10人</td> <td>10人</td> <td>10人</td> </tr> <tr> <td>視覚障害者生活訓練専門職員</td> <td>20人</td> <td>20人</td> <td>20人</td> <td>20人</td> <td>20人</td> </tr> <tr> <td>手話通訳士</td> <td>30人</td> <td>30人</td> <td>30人</td> <td>30人</td> <td>30人</td> </tr> <tr> <td>リハビリテーション体育専門職員</td> <td>20人</td> <td>20人</td> <td>20人</td> <td>20人</td> <td>20人</td> </tr> </table> <p>介護等に関する知識及び技能を習得することを目的とした「居宅介護等従業者養成研修事業」の実施。</p> <p>国立障害者リハビリテーションセンターにおいて、高次脳機能障害支援普及事業を実施し、関係者に対する研修を実施している他、当センターが作成した診断基準等の普及を実施。</p>	義肢装具士	10人	10人	10人	10人	10人	視覚障害者生活訓練専門職員	20人	20人	20人	20人	20人	手話通訳士	30人	30人	30人	30人	30人	リハビリテーション体育専門職員	20人	20人	20人	20人	20人																																																						
義肢装具士	10人	10人	10人	10人	10人																																																																												
視覚障害者生活訓練専門職員	20人	20人	20人	20人	20人																																																																												
手話通訳士	30人	30人	30人	30人	30人																																																																												
リハビリテーション体育専門職員	20人	20人	20人	20人	20人																																																																												
3 生活環境																																																																																	
住宅、建築物のバリアフリー化の推進	61 障害者の特性やニーズに対応した適切な設備・仕様を有する障害者向けの公共賃貸住宅の供給を推進するとともに、バリアフリー化された住宅ストックの形成を推進する。	国土交通省	<p>公営住宅についてはバリアフリー住宅を標準仕様として順次供給。</p> <table border="0"> <tr> <td></td> <td>(平成15年度)</td> <td>(平成16年度)</td> <td>(平成17年度)</td> <td>(平成18年度)</td> <td>(平成19年度)</td> </tr> <tr> <td>新規公営住宅</td> <td>約2万1千戸</td> <td>約2万1千戸</td> <td>約1万9千戸</td> <td>約1万8千戸</td> <td>約1万7千戸</td> </tr> <tr> <td>(実績見込み)</td> <td>(平成20年度)</td> <td>(平成21年度)</td> <td>(平成22年度)</td> <td>(平成23年度)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>約1万6千戸</td> <td>約1万7千戸</td> <td>約1万6千戸</td> <td>約1万3千戸</td> <td></td> </tr> </table> <p>公社住宅については平成7年度よりバリアフリー住宅を標準仕様として順次供給。</p> <table border="0"> <tr> <td></td> <td>(平成15年度)</td> <td>(平成16年度)</td> <td>(平成17年度)</td> <td>(平成18年度)</td> <td>(平成19年度)</td> </tr> <tr> <td>新規公社賃貸住宅</td> <td>約1.5千戸</td> <td>約2.2千戸</td> <td>約1.9千戸</td> <td>約1.2千戸</td> <td>約1.7千戸</td> </tr> <tr> <td>(実績見込み)</td> <td>(平成20年度)</td> <td>(平成21年度)</td> <td>(平成22年度)</td> <td>(平成23年度)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>約1.3千戸</td> <td>約1.5千戸</td> <td>約1.4千戸</td> <td>約0.8千戸</td> <td></td> </tr> </table> <p>都市再生機構賃貸住宅(平成16年6月までは公団賃貸住宅)については平成3年度よりバリアフリー住宅を標準仕様として順次供給。</p> <table border="0"> <tr> <td></td> <td>(平成15年度)</td> <td>(平成16年度)</td> <td>(平成17年度)</td> <td>(平成18年度)</td> <td>(平成19年度)</td> </tr> <tr> <td>新規都市再生機構賃貸住宅</td> <td>約1万3千戸</td> <td>約7千戸</td> <td>約6千戸</td> <td>約7千戸</td> <td>約4千戸</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(平成20年度)</td> <td>(平成21年度)</td> <td>(平成22年度)</td> <td>(平成23年度)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>約3千戸</td> <td>約5千戸</td> <td>約3千戸</td> <td>約1.5千戸</td> <td></td> </tr> </table> <p>高齢者(65歳以上の者)の居住する住宅のバリアフリー化の割合は、5年に1度の調査により把握。</p> <table border="0"> <tr> <td>一定のバリアフリー化 がなされた住宅の割合</td> <td>29%</td> <td>36.9%</td> </tr> <tr> <td>高度のバリアフリー化 がなされた住宅の割合</td> <td>6.7%</td> <td>9.5%</td> </tr> </table> <p>一定のバリアフリー化：2箇所以上の手すりの設置又は屋内の段差解消に該当 高度のバリアフリー化：2箇所以上の手すりの設置、屋内の段差解消及び車椅子で通行可能な廊下幅のいずれにも該当</p> <p>(総務省「住宅・土地統計調査」より国土交通省推計)</p>		(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)	新規公営住宅	約2万1千戸	約2万1千戸	約1万9千戸	約1万8千戸	約1万7千戸	(実績見込み)	(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)			約1万6千戸	約1万7千戸	約1万6千戸	約1万3千戸			(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)	新規公社賃貸住宅	約1.5千戸	約2.2千戸	約1.9千戸	約1.2千戸	約1.7千戸	(実績見込み)	(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)			約1.3千戸	約1.5千戸	約1.4千戸	約0.8千戸			(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)	新規都市再生機構賃貸住宅	約1万3千戸	約7千戸	約6千戸	約7千戸	約4千戸		(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)			約3千戸	約5千戸	約3千戸	約1.5千戸		一定のバリアフリー化 がなされた住宅の割合	29%	36.9%	高度のバリアフリー化 がなされた住宅の割合	6.7%	9.5%
	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)																																																																												
新規公営住宅	約2万1千戸	約2万1千戸	約1万9千戸	約1万8千戸	約1万7千戸																																																																												
(実績見込み)	(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)																																																																													
	約1万6千戸	約1万7千戸	約1万6千戸	約1万3千戸																																																																													
	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)																																																																												
新規公社賃貸住宅	約1.5千戸	約2.2千戸	約1.9千戸	約1.2千戸	約1.7千戸																																																																												
(実績見込み)	(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)																																																																													
	約1.3千戸	約1.5千戸	約1.4千戸	約0.8千戸																																																																													
	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)																																																																												
新規都市再生機構賃貸住宅	約1万3千戸	約7千戸	約6千戸	約7千戸	約4千戸																																																																												
	(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)																																																																													
	約3千戸	約5千戸	約3千戸	約1.5千戸																																																																													
一定のバリアフリー化 がなされた住宅の割合	29%	36.9%																																																																															
高度のバリアフリー化 がなされた住宅の割合	6.7%	9.5%																																																																															

分野別施策	関係省庁	推進状況																																							
<p>62 「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」に基づく多数の者が利用する一定の建築物についてのバリアフリー対応の義務付け、設計者等向けのガイドラインの作成・周知などにより、障害者等すべての人が円滑に利用できる建築物のバリアフリー化を推進する。</p> <p>63 窓口業務を行う官庁施設等について、障害者等すべての人の利用に配慮した高度なバリアフリー化を推進する。</p>	<p>国土交通省</p> <p>各省庁</p> <p>法務省</p> <p>外務省</p> <p>文部科学省</p> <p>国土交通省</p>	<p>「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建設の促進に関する法律」及び「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」を統合・拡充した「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」を平成18年6月に制定、12月から施行しており、同法や、バリアフリー化の目標、施設設置管理者が講ずべき措置、基本構想の指針等を示した「移動等円滑化の促進に関する基本方針（最終改正平成23年国家公安委員会、総務省、国土交通省告示第1号）」に基づき、公共施設等のバリアフリー環境の整備を推進。</p> <p>「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」を平成18年12月に施行し、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物（映画館、百貨店、老人福祉センター等）で2,000㎡（公衆便所は50㎡）以上のものを新築等する際にバリアフリー対応を義務化。</p> <p>設計者等向けのガイドラインを作成し、都道府県、建築関係団体に配布するとともに、建築士等を対象とした講習会を開催。</p> <p>平成16年6月、障害者施策推進課長会議の下に「公共サービス適切対応推進チーム」を設置し、障害者団体からの意見聴取や国の窓口現場の調査などを行い「公共サービス窓口における配慮マニュアル」の作成を推進した。</p> <p>施設改修の実施</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(平成16年度累計 平成20年度)</th> <th>(平成17年度 平成21年度)</th> <th>(平成18年度 平成22年度)</th> <th>(平成19年度 平成23年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>改修が必要となる施設</td> <td>67施設 22施設</td> <td>30施設 22施設</td> <td>25施設 28施設</td> <td>20施設 26施設</td> </tr> <tr> <td>改修した施設</td> <td>37施設 0施設</td> <td>5施設 2施設</td> <td>5施設 0施設</td> <td>10施設 2施設</td> </tr> </tbody> </table> <p>窓口業務を行う法務局庁舎（登記特別会計）について、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」及び国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「官庁施設の基本的性能基準」により、窓口が2階以上においてエレベーターが未設置の場合はエレベーターを新設、身体障害者用便所・スロープ等不備な場合は改修によりバリアフリー化を図ることとしている。</p> <p>外務省本庁舎において、障害者等すべての人の利用に配慮した高度なバリアフリー化（身体障害者用便所、スロープの設置、エレベーター内ボタンの点字表記及び鏡の設置等）を推進。</p> <p>領事局の受付窓口に、車いす用カウンターを設置した。</p> <p>○ 中央合同庁舎7号館について、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の趣旨に沿った高度なバリアフリー化を推進。</p> <p>窓口業務を行う国土交通省所管の官庁施設等について、障害者等すべての人の利用に配慮した高度なバリアフリー化を推進。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(平成15年度末)</th> <th>(平成16年度末)</th> <th>(平成17年度末)</th> <th>(平成18年度末)</th> <th>(平成19年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>累計施設数</td> <td>933施設</td> <td>970施設</td> <td>997施設</td> <td>1,058施設</td> <td>1,122施設</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(平成20年度末)</td> <td>(平成21年度末)</td> <td>(平成22年度末)</td> <td>(平成23年度末)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>1,216施設</td> <td>1,230施設</td> <td>1,230施設</td> <td>1,220施設</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>廃庁となった施設等を除く</p>		(平成16年度累計 平成20年度)	(平成17年度 平成21年度)	(平成18年度 平成22年度)	(平成19年度 平成23年度)	改修が必要となる施設	67施設 22施設	30施設 22施設	25施設 28施設	20施設 26施設	改修した施設	37施設 0施設	5施設 2施設	5施設 0施設	10施設 2施設		(平成15年度末)	(平成16年度末)	(平成17年度末)	(平成18年度末)	(平成19年度末)	累計施設数	933施設	970施設	997施設	1,058施設	1,122施設		(平成20年度末)	(平成21年度末)	(平成22年度末)	(平成23年度末)			1,216施設	1,230施設	1,230施設	1,220施設	
	(平成16年度累計 平成20年度)	(平成17年度 平成21年度)	(平成18年度 平成22年度)	(平成19年度 平成23年度)																																					
改修が必要となる施設	67施設 22施設	30施設 22施設	25施設 28施設	20施設 26施設																																					
改修した施設	37施設 0施設	5施設 2施設	5施設 0施設	10施設 2施設																																					
	(平成15年度末)	(平成16年度末)	(平成17年度末)	(平成18年度末)	(平成19年度末)																																				
累計施設数	933施設	970施設	997施設	1,058施設	1,122施設																																				
	(平成20年度末)	(平成21年度末)	(平成22年度末)	(平成23年度末)																																					
	1,216施設	1,230施設	1,230施設	1,220施設																																					

分野別施策	関係省庁	推進状況																																																																																																																																																												
公共交通機関、歩行空間等のバリアフリー化等の推進	64 「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」及び旅客施設や車両等のバリアフリー化に関するガイドライン等により、鉄軌道駅、バスターミナル、旅客船ターミナル及び航空旅客ターミナル並びに鉄軌道車両、バス車両、旅客船及び航空機のバリアフリー化を推進する。	<p>国土交通省</p> <p>「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建設の促進に関する法律」及び「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」を統合・拡充した「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」が平成18年6月に制定、12月から施行しており、同法や、バリアフリー化の目標、施設設置管理者が講ずべき措置、基本構想の指針等を示した「移動等円滑化の促進に関する基本方針（最終改正平成23年国家公安委員会、総務省、国土交通省告示第1号）」に基づき、公共施設等のバリアフリー環境の整備を推進。</p> <p>公共交通機関におけるバリアフリー化の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1日あたりの平均利用者数が5,000人以上の旅客施設のうち段差の解消がなされている旅客施設 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(平成15年度)</th> <th>(平成16年度)</th> <th>(平成17年度)</th> <th>(平成18年度末)</th> <th>(平成19年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>(平成20年度末)</td> <td>(平成21年度末)</td> <td>(平成22年度末)</td> <td>(平成23年度末)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鉄軌道駅</td> <td>43.9%</td> <td>48.7%</td> <td>56.3%</td> <td>62.8%</td> <td>67.3%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>71.3%</td> <td>76.9%</td> <td>85.4%</td> <td>88.3%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>バスターミナル</td> <td>71.4%</td> <td>73.2%</td> <td>75.0%</td> <td>76.2%</td> <td>77.5%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>83.7%</td> <td>87.5%</td> <td>91.9%</td> <td>94.3%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>旅客船ターミナル</td> <td>75.0%</td> <td>77.8%</td> <td>71.4%</td> <td>88.9%</td> <td>88.9%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>87.5%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>航空旅客ターミナル</td> <td>5.0%</td> <td>31.8%</td> <td>43.5%</td> <td>65.2%</td> <td>76.2%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>90.5%</td> <td>90.5%</td> <td>95.0%</td> <td>95.2%</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・ 車両等 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(平成15年度)</th> <th>(平成16年度)</th> <th>(平成17年度)</th> <th>(平成18年度)</th> <th>(平成19年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>(平成20年度)</td> <td>(平成21年度)</td> <td>(平成22年度)</td> <td>(平成23年度)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鉄軌道車両</td> <td>23.7%</td> <td>27.9%</td> <td>32.1%</td> <td>(41.8%)</td> <td>26.5%</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>20.0%</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>41.3%</td> <td>45.7%</td> <td>49.5%</td> <td>52.8%</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>下段数字は、バリアフリー法に基づく公共交通移動等円滑化基準（基準強化後）による減。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(平成15年度)</th> <th>(平成16年度)</th> <th>(平成17年度)</th> <th>(平成18年度末)</th> <th>(平成19年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>(平成20年度末)</td> <td>(平成21年度末)</td> <td>(平成22年度末)</td> <td>(平成23年度末)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>バス車両</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>低床バス</td> <td>18.0%</td> <td>22.6%</td> <td>27.8%</td> <td>33.1%</td> <td>37.5%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>41.7%</td> <td>45.8%</td> <td>49.4%</td> <td>52.3%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ノンステップバス</td> <td>9.3%</td> <td>12.0%</td> <td>14.8%</td> <td>17.7%</td> <td>20.3%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>23.0%</td> <td>25.8%</td> <td>27.9%</td> <td>29.9%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>旅客船</td> <td>4.4%</td> <td>7.0%</td> <td>8.0%</td> <td>11.5%</td> <td>14.1%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>16.4%</td> <td>18.0%</td> <td>18.1%</td> <td>20.6%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>航空機</td> <td>32.1%</td> <td>40.7%</td> <td>47.0%</td> <td>54.4%</td> <td>59.9%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>64.3%</td> <td>70.2%</td> <td>81.4%</td> <td>86.1%</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき、基本構想の策定促進を行っているほか、各種補助、税制、融資等各種支援制度を有効に活用することで、公共交通機関のバリアフリー化を推進。</p> <p>平成15年3月、「次世代普及型ノンステップバスの標準仕様」を策定、平成16年1月には標準仕様ノンステップバスの認定制度を創設。</p>		(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度末)	(平成19年度末)		(平成20年度末)	(平成21年度末)	(平成22年度末)	(平成23年度末)		鉄軌道駅	43.9%	48.7%	56.3%	62.8%	67.3%		71.3%	76.9%	85.4%	88.3%		バスターミナル	71.4%	73.2%	75.0%	76.2%	77.5%		83.7%	87.5%	91.9%	94.3%		旅客船ターミナル	75.0%	77.8%	71.4%	88.9%	88.9%		87.5%	100%	100%	100%		航空旅客ターミナル	5.0%	31.8%	43.5%	65.2%	76.2%		90.5%	90.5%	95.0%	95.2%			(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)		(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)		鉄軌道車両	23.7%	27.9%	32.1%	(41.8%)	26.5%					20.0%			41.3%	45.7%	49.5%	52.8%			(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度末)	(平成19年度末)		(平成20年度末)	(平成21年度末)	(平成22年度末)	(平成23年度末)		バス車両						低床バス	18.0%	22.6%	27.8%	33.1%	37.5%		41.7%	45.8%	49.4%	52.3%		ノンステップバス	9.3%	12.0%	14.8%	17.7%	20.3%		23.0%	25.8%	27.9%	29.9%		旅客船	4.4%	7.0%	8.0%	11.5%	14.1%		16.4%	18.0%	18.1%	20.6%		航空機	32.1%	40.7%	47.0%	54.4%	59.9%		64.3%	70.2%	81.4%	86.1%	
	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度末)	(平成19年度末)																																																																																																																																																									
	(平成20年度末)	(平成21年度末)	(平成22年度末)	(平成23年度末)																																																																																																																																																										
鉄軌道駅	43.9%	48.7%	56.3%	62.8%	67.3%																																																																																																																																																									
	71.3%	76.9%	85.4%	88.3%																																																																																																																																																										
バスターミナル	71.4%	73.2%	75.0%	76.2%	77.5%																																																																																																																																																									
	83.7%	87.5%	91.9%	94.3%																																																																																																																																																										
旅客船ターミナル	75.0%	77.8%	71.4%	88.9%	88.9%																																																																																																																																																									
	87.5%	100%	100%	100%																																																																																																																																																										
航空旅客ターミナル	5.0%	31.8%	43.5%	65.2%	76.2%																																																																																																																																																									
	90.5%	90.5%	95.0%	95.2%																																																																																																																																																										
	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)																																																																																																																																																									
	(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)																																																																																																																																																										
鉄軌道車両	23.7%	27.9%	32.1%	(41.8%)	26.5%																																																																																																																																																									
				20.0%																																																																																																																																																										
	41.3%	45.7%	49.5%	52.8%																																																																																																																																																										
	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度末)	(平成19年度末)																																																																																																																																																									
	(平成20年度末)	(平成21年度末)	(平成22年度末)	(平成23年度末)																																																																																																																																																										
バス車両																																																																																																																																																														
低床バス	18.0%	22.6%	27.8%	33.1%	37.5%																																																																																																																																																									
	41.7%	45.8%	49.4%	52.3%																																																																																																																																																										
ノンステップバス	9.3%	12.0%	14.8%	17.7%	20.3%																																																																																																																																																									
	23.0%	25.8%	27.9%	29.9%																																																																																																																																																										
旅客船	4.4%	7.0%	8.0%	11.5%	14.1%																																																																																																																																																									
	16.4%	18.0%	18.1%	20.6%																																																																																																																																																										
航空機	32.1%	40.7%	47.0%	54.4%	59.9%																																																																																																																																																									
	64.3%	70.2%	81.4%	86.1%																																																																																																																																																										

分野別施策	関係省庁	推進状況																																																																														
	<p>65 道路については、道路の移動円滑化に関するガイドライン等を整備し、幅の広い歩道の整備や歩行者等を優先するエリアの形成、歩行者のためのITS（高度道路交通システム）の研究開発等を通じて誰もが安全で安心なバリアフリーな歩行空間ネットワークの形成を図る。</p> <p>特に、旅客施設を中心とした一定の地区においては、旅客施設、道路等のバリアフリー化を重点的・一体的に推進する。</p>	<p>平成15年度以降に新設されたサービスエリア、パーキングエリア及び道の駅において、身体障害者用便所及び身体障害者用駐車スペースを設置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(平成15年度)</th> <th>(平成16年度)</th> <th>(平成17年度)</th> <th>(平成18年度)</th> <th>(平成19年度)</th> </tr> <tr> <th></th> <th>(平成20年度)</th> <th>(平成21年度)</th> <th>(平成22年度)</th> <th>(平成23年度)</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>サービスエリア</td> <td>100% (新設数1)</td> <td>100% (新設数1)</td> <td>100% (新設数1)</td> <td>100% (新設数0)</td> <td>100% (新設数3)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>100% (新設数0)</td> <td>100% (新設数0)</td> <td>100% (新設数0)</td> <td>100% (新設数0)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>パーキングエリア</td> <td>100% (新設数4)</td> <td>100% (新設数4)</td> <td>100% (新設数4)</td> <td>100% (新設数0)</td> <td>100% (新設数5)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>100% (新設数8)</td> <td>100% (新設数4)</td> <td>100% (新設数2)</td> <td>100% (新設数6)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>道の駅</td> <td>97.6% (新設数42)</td> <td>100% (新設数43)</td> <td>100% (新設数45)</td> <td>100% (新設数28)</td> <td>100% (新設数10)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>100% (新設数32)</td> <td>100% (新設数36)</td> <td>100% (新設数34)</td> <td>100% (新設数17)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>東京都小金井市（住宅地代表）及び京都東山（観光地代表）の2次元バリア・バリアフリーマップを完成し、それぞれ平成15年5月と12月にインターネット上で公開。京都東山は景観CGを用いた3次元GIS試用版を完成し、車いすの方々などによる目的地までのナビゲーション実験を平成15年1月と3月に実施。携帯電話により2次元バリアフリーマップと任意の地域の3次元景観データが利用できるシステムを開発。17年度には3次元GISを用いた東京駅周辺（大規模地下街+地上）のバリアフリーマップを完成した。</p> <p>「道路の移動円滑化整備ガイドライン」に基づき歩行空間のバリアフリー化を推進。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(平成15年度末)</th> <th>(平成16年度末)</th> <th>(平成17年度末)</th> <th>(平成18年度末)</th> <th>(平成19年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1日あたりの平均利用者数が5,000人以上の旅客施設の周辺等の主な道路のバリアフリー化の割合</td> <td>25%</td> <td>31%</td> <td>39%</td> <td>44%</td> <td>49%</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="5">(すべて暫定)</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="5">(平成20年度末)(平成21年度末)(平成22年度末)(平成23年度末)</td> </tr> <tr> <td>特定道路におけるバリアフリー化の割合</td> <td>60%</td> <td>67%</td> <td>74%</td> <td>77%</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>防衛施設の設置・運用による周辺地域住民の生活や事業活動への阻害を緩和するための、道路の整備（地方公共団体からの申請によるバリアフリーに配慮した施設整備を含む。）への助成。</p> <p>ジェット機が離着陸する飛行場や砲撃を行う演習場などの存在により、周辺地域への生活環境や開発に著しく影響を受ける市町村への各種公共用の施設の整備（地方公共団体からの申請によるバリアフリーに配慮した施設整備を含む。）のための交付金を交付。</p> <p>介護輸送に係る法的取扱いについて、「介護輸送に係る法的取扱い方針について」において、一定の方向性を提示。</p> <p>精神障害者居宅介護等事業（ホームヘルプ）を実施。（平成17年度まで）</p> <p>リフト付き乗用車を運行する「重度身体障害者移動支援事業」や、「リフト付き福祉バス運行事業」を実施。（平同事業は平成18年10月から移動支援事業（車両移送型）として実施。</p>		(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)		(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)		サービスエリア	100% (新設数1)	100% (新設数1)	100% (新設数1)	100% (新設数0)	100% (新設数3)		100% (新設数0)	100% (新設数0)	100% (新設数0)	100% (新設数0)		パーキングエリア	100% (新設数4)	100% (新設数4)	100% (新設数4)	100% (新設数0)	100% (新設数5)		100% (新設数8)	100% (新設数4)	100% (新設数2)	100% (新設数6)		道の駅	97.6% (新設数42)	100% (新設数43)	100% (新設数45)	100% (新設数28)	100% (新設数10)		100% (新設数32)	100% (新設数36)	100% (新設数34)	100% (新設数17)			(平成15年度末)	(平成16年度末)	(平成17年度末)	(平成18年度末)	(平成19年度末)	1日あたりの平均利用者数が5,000人以上の旅客施設の周辺等の主な道路のバリアフリー化の割合	25%	31%	39%	44%	49%		(すべて暫定)						(平成20年度末)(平成21年度末)(平成22年度末)(平成23年度末)					特定道路におけるバリアフリー化の割合	60%	67%	74%	77%	
	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)																																																																											
	(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)																																																																												
サービスエリア	100% (新設数1)	100% (新設数1)	100% (新設数1)	100% (新設数0)	100% (新設数3)																																																																											
	100% (新設数0)	100% (新設数0)	100% (新設数0)	100% (新設数0)																																																																												
パーキングエリア	100% (新設数4)	100% (新設数4)	100% (新設数4)	100% (新設数0)	100% (新設数5)																																																																											
	100% (新設数8)	100% (新設数4)	100% (新設数2)	100% (新設数6)																																																																												
道の駅	97.6% (新設数42)	100% (新設数43)	100% (新設数45)	100% (新設数28)	100% (新設数10)																																																																											
	100% (新設数32)	100% (新設数36)	100% (新設数34)	100% (新設数17)																																																																												
	(平成15年度末)	(平成16年度末)	(平成17年度末)	(平成18年度末)	(平成19年度末)																																																																											
1日あたりの平均利用者数が5,000人以上の旅客施設の周辺等の主な道路のバリアフリー化の割合	25%	31%	39%	44%	49%																																																																											
	(すべて暫定)																																																																															
	(平成20年度末)(平成21年度末)(平成22年度末)(平成23年度末)																																																																															
特定道路におけるバリアフリー化の割合	60%	67%	74%	77%																																																																												
	<p>66 単独では公共交通機関を利用できないような障害者等の輸送といった、公共交通機関による輸送サービスが十分に提供されないおそれのある分野での移動の確保については、利用者のニーズや地域の実情等を踏まえ、STS（スペシャル・トランスポート・サービス）の活用を含め適切な対応を図る。</p>	<p>厚生労働省</p>																																																																														

分野別施策	関係省庁	推進状況																																																																		
<p>67 障害者等すべての人が公共交通機関を円滑に利用できるよう、バリアフリー情報の統一した提供や障害特性に配慮した情報提供を推進するとともに、交通バリアフリー教室等の普及・啓発活動の展開により、国民の理解の浸透を図る。</p> <p>68 障害者等すべての人が快適に利用でき、親しめる環境を整備するため、公園、水辺空間等におけるバリアフリー化を推進する。</p>	国土交通省	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(平成15年度)</th> <th>(平成16年度)</th> <th>(平成17年度)</th> <th>(平成18年度)</th> <th>(平成19年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>重度身体障害者移動支援事業</td> <td>257市町村</td> <td>274市町村</td> <td>244市町村</td> <td colspan="2">(平成18年9月まで)</td> </tr> <tr> <td>リフト付き福祉バス運行事業</td> <td>97市町村</td> <td>44市町村</td> <td colspan="3">37市町村(平成18年9月まで)</td> </tr> <tr> <td>移動支援事業(車両移送型)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>243市町村</td> <td>149市町村</td> </tr> <tr> <td></td> <td>183市町村</td> <td>174市町村</td> <td>180市町村</td> <td>194市町村</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>平成15年度にNPO等による有償のボランティア輸送が可能となるよう制度改正。</p> <p>福祉タクシーの導入状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(平成15年度)</th> <th>(平成16年度)</th> <th>(平成17年度)</th> <th>(平成18年度末)</th> <th>(平成19年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>台数</td> <td>4,574台</td> <td>6,614台</td> <td>8,504台</td> <td>9,651台</td> <td>10,514台</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>(7,255台)</td> <td>(9,699台)</td> <td>(11,322台)</td> <td>(12,272台)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(平成20年度末)</td> <td>(平成21年度末)</td> <td>(平成22年度末)</td> <td colspan="2">(平成23年度末)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10,742台</td> <td>11,165台</td> <td>12,256台</td> <td colspan="2">13,099台</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(12,527台)</td> <td>(13,107台)</td> <td>(14,201台)</td> <td colspan="2">(15,092台)</td> </tr> </tbody> </table> <p>()内の台数は、介護福祉士等が自動車に乗務する条件付のセダン型等の一般車両ならびに特定旅客自動車運送事業に基づく車両を含んだ台数。</p>		(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)	重度身体障害者移動支援事業	257市町村	274市町村	244市町村	(平成18年9月まで)		リフト付き福祉バス運行事業	97市町村	44市町村	37市町村(平成18年9月まで)			移動支援事業(車両移送型)	-	-	-	243市町村	149市町村		183市町村	174市町村	180市町村	194市町村			(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度末)	(平成19年度末)	台数	4,574台	6,614台	8,504台	9,651台	10,514台			(7,255台)	(9,699台)	(11,322台)	(12,272台)		(平成20年度末)	(平成21年度末)	(平成22年度末)	(平成23年度末)			10,742台	11,165台	12,256台	13,099台			(12,527台)	(13,107台)	(14,201台)	(15,092台)	
		(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)																																																														
重度身体障害者移動支援事業	257市町村	274市町村	244市町村	(平成18年9月まで)																																																																
リフト付き福祉バス運行事業	97市町村	44市町村	37市町村(平成18年9月まで)																																																																	
移動支援事業(車両移送型)	-	-	-	243市町村	149市町村																																																															
	183市町村	174市町村	180市町村	194市町村																																																																
	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度末)	(平成19年度末)																																																															
台数	4,574台	6,614台	8,504台	9,651台	10,514台																																																															
		(7,255台)	(9,699台)	(11,322台)	(12,272台)																																																															
	(平成20年度末)	(平成21年度末)	(平成22年度末)	(平成23年度末)																																																																
	10,742台	11,165台	12,256台	13,099台																																																																
	(12,527台)	(13,107台)	(14,201台)	(15,092台)																																																																
経済産業省	<p>障害者等の安全で円滑な移動を支援する情報通信機器・システムの互換性・相互運用性を確保するため、障害者等が共通に利用でき、かつ、障害者等にとって使いやすい携帯端末を用いた移動支援システムの開発を平成16年度に実施。平成17年度は、愛・地球博において、被験者による実証・評価実験を実施。平成18年度は、東京大学構内で実証・評価実験を実施するとともに、データの互換性・相互運用性確保を図るため、利用者端末等の機能や情報内容、設置場所等の各側面から規格・標準化の可能性の検討を行い、平成22年度末にJIS T0901(高齢者・障害者配慮設計指針-移動支援のための電子的情報提供機器の情報提供方法)として、標準化を行った。</p> <p>国土交通省</p> <p>交通エコロジー・モビリティ財団のホームページにて、車椅子での利用のしやすさ、トイレ情報等を提供するとともに、駅毎の福祉輸送サービス情報、ハンドル形電動車椅子が利用可能な駅の情報も加えた「らくらくおでかけネット」を公開。</p> <p>バリアフリーについての国民の理解を深めるとともに、ボランティアに関する意識を醸成することで「心のバリアフリー」社会の実現を図るため、高齢者、身体障害者の介助体験、疑似体験が出来るバリアフリー教室を開催。</p> <p>総務省</p> <p>ユニバーサルデザインによるまちづくりに関する地方単独事業について、「いのちと生活を守る安心の確保」により財政措置を実施。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(平成15年度)</th> <th>(平成16年度)</th> <th>(平成17年度)</th> <th>(平成18年度)</th> <th>(平成19年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業数</td> <td>216事業</td> <td>211事業</td> <td>164事業</td> <td>158事業</td> <td>148事業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(平成20年度)</td> <td>(平成21年度)</td> <td>(平成22年度)</td> <td colspan="2">(平成23年度)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>160事業</td> <td>142事業</td> <td>111事業</td> <td colspan="2">92事業</td> </tr> </tbody> </table> <p>農林水産省</p> <p>「ユニバーサルデザイン」という考え方を踏まえつつバリアフリーに配慮した森林歩道等の施設整備を推進。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(平成15年度)</th> <th>(平成16年度)</th> <th>(平成17年度)</th> <th>(平成18年度)</th> <th>(平成19年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>整備箇所数累計</td> <td>136か所</td> <td>146か所</td> <td>154か所</td> <td>158か所</td> <td>162か所</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(平成20年度)</td> <td>(平成21年度)</td> <td>(平成22年度)</td> <td colspan="2">(平成23年度)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>168か所</td> <td>178か所</td> <td>186か所</td> <td colspan="2">193か所</td> </tr> </tbody> </table>		(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)	事業数	216事業	211事業	164事業	158事業	148事業		(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)			160事業	142事業	111事業	92事業			(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)	整備箇所数累計	136か所	146か所	154か所	158か所	162か所		(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)			168か所	178か所	186か所	193か所																				
	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)																																																															
事業数	216事業	211事業	164事業	158事業	148事業																																																															
	(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)																																																																
	160事業	142事業	111事業	92事業																																																																
	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)																																																															
整備箇所数累計	136か所	146か所	154か所	158か所	162か所																																																															
	(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)																																																																
	168か所	178か所	186か所	193か所																																																																

分野別施策		関係省庁	推進状況
		農林水産省 国土交通省 環境省 防衛省	<p>海岸のバリアフリー化のため、堤防へのスロープの設置等を実施。</p> <p>高齢者、障害者等すべての人が日常的な健康づくりや余暇活動を行う場となる都市公園の整備を推進するとともに、平成21年度に「都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業」を創設し、ユニバーサルデザインによる都市公園のバリアフリー化を推進。</p> <p>治水上及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理施設の整備を通じたまちづくりと一体となった水辺整備の支援等を実施。</p> <p>自然公園等の整備に当たり、ピジターセンター、園路、トイレ等のバリアフリー化に配慮した整備を推進。 (平成18年度) (平成19年度) (平成20年度) (平成21年度) (平成22年度) 事業数 17事業 23事業 27事業 23事業 28事業 (平成23年度) 21事業</p> <p>飛行場等施設の周辺における良好な生活環境を確保するため緑地帯などの緩衝地帯として整備・管理してきた周辺財産について、積極的な利活用を促進するため、付帯施設を整備（地方公共団体からの要望によるバリアフリーに配慮した施設整備を含む。）</p> <p>防衛施設の設置・運用による周辺地域住民の生活への阻害を緩和するための、公園などの整備（地方公共団体からの申請によるバリアフリーに配慮した施設整備を含む。）への助成。</p> <p>ジェット機が離着陸する飛行場や砲撃を行う演習場などの存在により、周辺地域の生活環境や開発に著しく影響を受ける市町村への各種公共用の施設の整備（地方公共団体からの申請によるバリアフリーに配慮した施設整備を含む。）のための交付金の交付。</p>
安全な交通の確保	<p>69 「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」に基づき、音響信号機等のバリアフリー対応型信号機等の整備を推進する。</p> <p>70 交通事故が多発している住居地区や商業地区を中心に、信号機や道路標識等の整備を重点的に推進することにより、生活道路における通過車両の進入や速度の抑制、幹線道路における交通の流れの円滑化等を図り、自動車事故の防止と障害者の安全かつ円滑な通行を確保する。</p> <p>71 自動車と歩行者の通行を時間的に分離する歩車分離式信号の運用、携帯端末を活用した安全な通行に必要な情報の提供、歩行者青時間の延長を行うPICS（歩行者等支援システム）の整備を推進するとともに、障害特性に配慮した見やすく分かりやすい標識・標示の整備を図る。</p>	警察庁 警察庁 国土交通省 警察庁	<p>主要な生活関連経路を構成する道路その他整備が必要であると認められる道路において、バリアフリー対応型信号機を整備。</p> <p>(平成17年度末)(平成18年度末)(平成19年度末)(平成20年度) 整備数 26,759基 28,523基 30,319基 32,155基 (平成21年度末)(平成22年度末)(平成23年度末) 33,238基 34,208基 35,742基</p> <p>平成15年7月、死傷事故発生割合の高い地区796箇所を「あんしん歩行エリア」として指定の上、面的かつ総合的な事故抑止対策を実施。</p> <p>平成21年3月、582箇所のであんしん歩行エリアを指定し、面的かつ総合的な交通安全対策を推進している。</p> <p>あんしん歩行エリア以外の生活道路においても「生活道路事故抑止対策マニュアル（平成17年11月）」を活用するなどして事故抑止対策を推進。</p> <p>歩車分離式信号及びPICSを整備。 (平成16年度末)(平成17年度末)(平成18年度末)(平成19年度末)(平成20年度末) 歩車分離式信号 3,472基 3,867基 4,281基 4,538基 4,895基 P I C S 499基 541基 562基 588基 608基</p>

分野別施策		関係省庁	推進状況
			(平成21年度末)(平成22年度末)(平成23年度末) 5,198基 5,539基 6,280基 631基 651基 653基
防災、防犯対策の推進			
ア 災害対策	72 自力避難の困難な障害者等の災害弱者に関連した施設が立地する土砂災害危険箇所等において、治山、砂防、地すべり対策及び急傾斜地崩壊対策事業を強力に推進する。	農林水産省 国土交通省	<p>山地災害からの生命の安全を確保するため、病院、社会福祉施設等の災害時要援護者関連施設が隣接している山地災害危険地区等について、治山事業を計画的に実施。</p> <p>自力避難が困難な災害時要援護者が24時間入居している施設のうち、土砂災害の恐れの高い箇所について、平成15年度より短期集中事業として重点的に整備を進め、5年で240施設について整備を実施した。 (平成15年度末) (平成16年度末) (平成17年度末) (平成18年度末) (平成19年度末) 施設数 約80施設 約100施設 約120施設 約190施設 約240施設</p> <p>平成20年度より24時間災害時要援護者等が滞在する施設のうち、土砂災害のおそれのある施設について、ハード・ソフト双方の観点から対策を推進。</p>
イ 住宅等の防災対策	73 行政機関と福祉関係者等の防火対策推進協力者とが連携し、障害者等の所在の積極的な把握や訪問診断等役割に応じた防火対策を推進する。	総務省	<p>全国火災予防運動(3/1～3/7及び11/9～11/15に実施)において、ホームヘルパー、民生委員等の福祉関係者等との連携・協力を図り、高齢者や障害者等が居住する住宅の把握及び訪問診断の実施を行うとともにパンフレットやホームページ等を利用した防火安全対策を推進。</p> <p>光などで火災を知らせる聴覚障がい者対応型住宅用火災警報器を対象者に無償給付する事業を平成23年度から24年度にかけて実施。</p>
	74 消防用設備等の技術基準等の改正など障害者等が利用する防火対象物における消防用設備等の技術基準の在り方について検討を行う	総務省	<p>平成18年1月に発生した長崎県の認知症高齢者グループホーム火災を踏まえて、平成19年6月に消防法施行令及び消防法施行規則の一部を改正し、火災発生時に自力で避難することが著しく困難な者が入所する社会福祉施設等について、防火管理者の選任基準やスプリンクラー設備等の設置基準を強化し、防火安全対策の確保を図った(平成21年4月施行)。</p>
	75 自力避難の困難な障害者等が居住する住宅及び避難所となる公的施設や利用施設等における障害者の特性に配慮した防災設備の整備・充実を図るとともに、自主防災組織等による協力体制の確立、地域における住民、消防署等による防災ネットワークの確立など地域における災害対策を推進する。	内閣府 総務省	<p>高齢者等の災害時要援護者の避難支援に関し、市町村を中心とした「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」(平成18年3月)に沿った取組の促進に努めている。平成19年3月には、その手引きとなる「災害時要援護者対策の進め方について」を作成し、平成20年度には内閣府、消防庁、厚労省、国交省の4省庁で、市町村の担当者を対象とした全国キャラバンを開催した。さらに、平成21年度には、消防庁と連携して、市町村の担当者との意見交換会や災害時要援護者の避難対策の先進的な取組を取りまとめた事例集の作成などを通じて、市町村の更なる取組みを促進した。</p> <p>東海地震、東南海・南海地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、首都直下地震については、平成20年度までに地震対策大綱、地震防災戦略及び緊急対策活動要領を中央防災会議において順次決定した。</p> <p>自主防災組織活動カバー率 (14年4月1日現在)(15年4月1日現在)(16年4月1日現在)(17年4月1日現在)(18年4月1日現在)(19年4月1日現在) 59.7% 61.3% 62.5% 64.5% 66.9% 69.9% (20年4月1日現在)(21年4月1日現在)(22年4月1日現在)(23年4月1日現在)(24年4月1日現在) 71.7% 73.5% 74.4% 75.8% 77.4%</p>

分野別施策	関係省庁	推進状況
	<p>76 地域防災計画において、自力避難の困難な障害者等に対する防災知識の普及や災害時の適切な情報提供・避難誘導等の支援について位置付けるとともに、障害者関係団体の参加による防災訓練の実施を推進する。</p>	<p>厚生労働省 「日常生活用具給付等事業」において、利用者のニーズや地域の実情等を踏まえ、自立生活支援用具（参考例：火災報知器、自動消火器）を給付。</p> <p>障害者（児）施設では、施設の設備基準に基づき、消火設備等の非常災害に際して必要な設備を設置。</p> <p>総務省 地域防災計画の見直しにあたっては、障害者等を含む災害時要援護者避難支援計画など地域防災計画の下位計画、マニュアル等で定められているものについても、ポイントとなる事項を地域防災計画の中に取り込み、一覧性の高い計画とするよう助言。</p> <p>厚生労働省 障害者施設は、耐火建築物又は准耐火建築物でなければならないと施設基準に規定。</p> <p>障害者（児）施設は、非常災害に関する具体的計画を立てておかなければならないと施設基準に規定。また、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他の必要な訓練を行わなければならないと施設基準に規定。</p>
ウ 防犯対策	<p>77 緊急通報システム、ファクス、Eメール等による消防、警察への緊急通信体制の一層の充実を図るとともに、聴覚障害者など音声による意志疎通が困難な者へのEメール等による緊急連絡等のためのシステム検討や関係する民間活動への支援など、障害者に対する災害時・緊急時の情報伝達に配慮した施策を推進する。</p> <p>78 緊急通報、ファクス、Eメール等による警察への緊急通信体制の一層の充実を図る。</p> <p>79 手話のできる警察官の交番等への配置等の施策を引き続き推進する。</p> <p>80 地域における住民と警察署による防犯・防災ネットワークの確立に努め、障害者に対する防犯知識の普及及び事故時における障害者への援助に関する知識の普及に努める。</p> <p>81 障害者の生活施設や障害者が居住する住宅等における犯罪や事故の発生を警戒・防止するための民間の防犯システムの普及を図る。</p>	<p>警察庁 FAXによる緊急通報の受理（FAX110番）及びEメールによる緊急通報の受理（メール110番）を全都道府県警察において導入。</p> <p>総務省 災害に強い安心安全なまちづくりを推進するため、「防災基盤整備事業」等により、地方公共団体による同報系防災行政無線等の整備を支援し、障害者に係る火災予防体制を強化。</p> <p>携帯電話・IP電話等からの119番通報において、音声通話と併せて通報者の発信位置に関する情報が自動的に消防本部等に通知される「携帯電話・IP電話等からの119番緊急通報に係る位置情報通知システム」について、「防災基盤整備事業」等により、導入促進を図る。 （平成24年4月1日現在）544の消防本部で導入済（導入率68.8%）</p> <p>厚生労働省 「日常生活用具給付等事業」において、利用者のニーズや地域の実情等を踏まえ、情報・意思疎通支援用具（参考例：聴覚障害者用通信装置、聴覚障害者用情報受信装置）を給付。</p> <p>警察庁 FAXによる緊急通報の受理（FAX110番）及びEメールによる緊急通報の受理（メール110番）を全都道府県警察において導入。</p> <p>警察庁 手話のできる警察官の交番等への配置や「警察版コミュニケーション支援ボード」の全国警察の交番等への配布等により、聴覚障害者からの各種届出、相談等に適切に対応。</p> <p>警察庁 警察署等に設置されているFAXと障害者団体、障害のある人の自宅等のFAXを利用して情報提供を行う「FAXネットワーク」を全都道府県警察で構築しているほか、電子メールやウェブサイト、地方公共団体の広報誌等の各種媒体を活用し、多様な手段による情報提供に努めている。</p> <p>警察庁 平成16年3月、住宅等に対する侵入犯罪対策として大きな効果が期待できる建物部品15種類約2,300品目を掲載した「防犯性能の高い建物部品目録」を公表。平成24年3月末現在、17種類3,157品目を掲載。</p>